

建設業の安全衛生における国際比較に関する
調査研究報告書

2009年4月

社団法人日本建設業団体連合会
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

はじめに

近年、日建連会員企業の事業は急激にグローバル化、その市場は大きく世界に展開し、各社の安全衛生管理もそれに応じた対応が求められています。

労働・生産システム委員会では、安全衛生管理のあり方を検討するために、会員企業の進出国における安全衛生管理体制と元請・下請間の責任範囲などの調査を実施し、「建設業の安全衛生管理における国際比較に関する調査研究報告書」としてまとめました。

なお、この報告書作成にあたりましては、労働・生産システム委員会に設置した安全専門部会が委員会社の進出9ヵ国のアンケート調査を実施し、独立行政法人労働安全衛生研究所が欧米を中心とした現地調査の実施と調査結果の分析等を行い、まとめました。

この報告書が、今後の日本の建設業における安全衛生管理体制のあり方について考える指針となりますれば幸いです。

報告書を取りまとめるにあたり、ご尽力いただきました労働・生産システム委員会安全専門部会の委員各位に感謝申し上げますとともに、現地調査および全体的な調査結果の分析・とりまとめに多大なご協力をいただきました独立行政法人労働安全衛生総合研究所に、心から御礼申し上げます。

2009年4月

社団法人日本建設業団体連合会
労働・生産システム委員会
委員長 加藤 久郎

目 次

I	調査内容	1
II	調査結果	5
	【第1章】	
	安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果と分析	5
	1. 安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果	7
	2. アンケート調査結果の分析	15
	【第2章】	
	日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ（現地実態調査含む）における 安全管理体制に関する調査研究レポートおよび比較	21
	1. 各国における安全管理体制について	23
	(1) 日本	23
	(2) イギリス	32
	(3) ドイツ	37
	(4) フランス	42
	(5) アメリカ	47
	2. 各国における元請責任・下請責任について	49
	(1) 日本	49
	(2) イギリス	51
	(3) ドイツ	53
	(4) フランス	55
	(5) アメリカ	57
	3. 各国における労働災害発生状況	58
	【第3章】	
	まとめ	61
III	参考資料	69

I 調査内容

1. 目的

安全衛生管理について国際比較調査を実施し、その結果から安全管理体制、特に元請・下請間での責任の範囲と管理体制の比較研究を行い、今後の建設業における安全衛生管理体制のあり方等を検討する。

2. 概要

- 1) イギリス、ドイツ、フランスにおける元請・下請それぞれの責任範囲および管理体制に関する調査研究（現地実態調査含む）
- 2) アメリカにおける元請・下請それぞれの責任範囲および管理体制に関する調査研究
- 3) 安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果の分析と研究
- 4) 海外事例との比較を行うための、日本における現状の再確認

3. 調査方法

- 1) 日建連会員会社を通じ、安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果が得られた国は、イギリス、ドイツ、UAE、タイ、シンガポール、中国、台湾、ブラジルである。また、独立行政法人労働安全衛生総合研究所により、日本、フランス、アメリカの状況を調査に基づき追加した。
- 2) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所により、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカにおける安全衛生管理について、文献、国際労働安全衛生センターweb ページ等による調査および、イギリス、ドイツ、フランスにおける現地実態調査を実施した。

Ⅱ 調査結果

【第1章】

安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート
調査結果と分析

1. 安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果

アンケート調査の結果を一覧表として示す。

- 一覧表には、イギリス、ドイツ、UAE、タイ、シンガポール、中国、台湾、ブラジルに対するアンケート調査の結果に加え、日本、フランス、アメリカの状況を調査に基づき追加した。さらに、イギリス、ドイツ、フランスの現地実態調査の結果を加えた。
- アンケート調査と労働安全衛生総合研究所による調査を区別するため、一覧表ではアンケート調査の結果は、■... で書き始めた。また、労働安全衛生総合研究所の調査による追加分は、○... アンダーラインで書き始めた。

安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果 一覧表

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	UAE	タイ	シンガポール	中国	台湾	ブラジル
1.安全衛生の行政組織について											
1-1 わが国の厚生労働省・労働基準監督署等に相当するもの	○ ●厚生労働省労働基準局 ○労働局 ○労働基準監督署	○ ■Health and Safety Executive (HSE) 産業、工業、建設業の安全、衛生に関わる事項の所管 ■Environmental Health Office (EHO) 店舗、事務所の安全、衛生ならびに環境に関わる事項の所管	○ ■Ministry of Labour and Social Affairs Labour Lawに関わる事項、教育・研修、社会的弱者保護、障害者年金等を司っている ■Ministry of Health 民主主義と国家福祉が不可分の関係にあることに鑑み連邦国家に設立されている。社会福祉システムを国家の義務として遂行し市民の自由を守ることを司っている。この中には、年金・健康増進・障害者補償・労災保険ルール・失業保険ルールを司る機能も含まれている ■Governmental Accident and Prevention & Insurance Association 労働災害予防、労働現場の安全推進、労働災害被災者の医療・年金補償等を司っている ■Regional Office for Works Safety 労働現場の査察、労働安全に関わるクレーム処理を司っている ○労災保険組合(BAU) 建設業界における現場での安全衛生指導や事故発生後の被災者保護を行なう。 ○州・市 労働安全衛生全般について、幅広い職種における現場での安全衛生指導を行なう。	○ ○労働・社会関係・家族・連帯・都市省(Ministre du Travail, des Relations sociales, de la Famille, de la Solidarité et de la Ville)	○ ○OSHA (US Department of Labor Occupational Safety and Health Administration)	○ ○労働局 市役所の配下の労働局で労働者の安全衛生を守る機関	○ ○安全衛生環境委員会・・・労働省傘下組織 安全衛生に関する事項について労働社会福祉大臣及び政府機関の諮問に応じ労働監督官の処分について不服のある使用者(元請業者)の請求に応じて審査する機関	○ ○Ministry of Manpower	○ ■安全生産監督管理局、衛生局 安全生産監督管理局・・・日本の労働基準監督署とほぼ同じ機能 衛生局・・・伝染病の予防及び治療、責任、公共の場所の衛生、引水衛生、職業衛生等に関する公共の衛生の実施・監督管理。各研究観測と人々の健康に関する重大危険、病気を与える要因等を管理する部門である。	○ ■行政院劳工委員会一労働検査所(処) 劳工安全衛生法関連管理事項及び安全衛生施設について行われる。 直ちに是正措置を講じ、労働検査機関に返答する。	○ ■環境労働省(Ministerio do Trabalho e Emprego) 環境労働省の管轄の下に各州にDRT(Delégacia Regional do Trabalho)労働基準監督署が置かれている。さらにその出先機関としてSubdelégacia do Trabalhoが各市に置かれている。
1-2 作業所に対する臨検の有無と指摘事項に対する対応	○ ○労働基準監督官は、必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。(労働安全衛生法第91条)	○ ■安全、衛生、福利について処置の段階;是正処置の指示-工事の中止-事業場の閉鎖-調査と訴追 係官は後日、是正の確認に再訪 ○深刻な問題がある時には prohibition notice (work stop)、深刻でない時には improvement notice を出す。その後、現場では improvement report を提出する。出した後には検査があるが、検査が来ないケースもある。	○ ■労働安全衛生関連法規を遵守しているかのチェック、外国人労働者の労働許可、有資格者の適正配置等について検査される。指摘事項があった場合は、指定期限内に是正措置をとる。	○ ○労働監督官による査察(労働法典関連) ○社会保険金庫の安全サービス担当指導員による指導(労災防止全般) ○労働監督官は、各企業から毎月送付されるCHSCTの議事録を見て、問題がありそうな企業や、労災事故を実際に起こした企業を重点的に巡回しているとみられる。	○ ○書類管理、作業手順、機器等がOSHAの規則にもとづいているか否か、指摘事項の内容について、質問の1から4までの事項、全て可能性としては有り。また指摘事項の程度によって罰金が科せられる。	○ ○労働条件、労働規則及び安全規則が遵守されているかどうか。	○ ○労働者からのテレコミや、実際に重大事故・事件が発生したときのみ行われる。 ■原則的には書類だけのやり取り。	○ ○安全に関する事項 高所作業、クレーンの点検、騒音、振動、ダスト、蚊など。指摘事項に対しては、指導に沿った対応を行っている。	○ ○労働基準監督署と同じような査察あり ■騒音、飲用水、排水、食堂衛生、職業病などの事項の検査を行う。	○ ■劳工安全衛生法関連管理事項及び安全衛生施設について行われる。 直ちに是正措置を講じ、労働検査機関に返答する。	○ ■労働環境全般、下請との契約、税金の納付の有無、入場時身体検査実施の有無、作業員の作業資格の確認、現場における教育実施の有無等。 ■検査事項について記録を取り、違反が発見されれば罰金を課したり、再検査により是正を行う。
2.安全衛生に関する法律について											
2-1 わが国の安全衛生法・規則・条例等に相当するもの	○ ○労働安全衛生法・同施行例・同規則	○ ■Health and Safety at work act 1974 上記法律HASWAは、雇用主が従業員に対し事業場における安全衛生に関わる義務と安全衛生の責任者について周知するためのガイドライン。さらに従業員がHSEの支部に連絡する方法の周知。 ○Umbrellaと呼ばれている(基本的な事項のみ定められている。よく傘と呼ばれ、その下にある規則も多い)	○ ■labour law,safetyand health regulations,regulations of Governmental Accident and Prevention & Insurance Association ※別紙原文資料 ○労働者保護法(連邦法) ○労働安全衛生法(連邦法) ○労働場所に関する政令(労働社会省令) ○災害防止規程(労災保険組合規定:BAU規定)	○ ○労働法(Code du Travail)	○ ○OSHA 29CFR Part 1926	○ ■労働法、建設安全条例、環境衛生安全規則 法律関連の数値は別として、概ね日本で規制されている項目は網羅されている。	○ ■Safety at Work Notification	○ ■A Guide to the Workplace Safety and Health Act	○ ■劳动法(劳动安全卫生)、企业职工劳动安全卫生教育管理规定 劳动法の第三十二条 雇用方の管理が違法指示、強制的に危険作業などをさせた時は労働者は違反しても、労働契約を違反してないと認める;人身安全および健康に危険がある労働条件、批判、披露、告訴する権利がある。	○ ■劳工安全衛生法及びその関連子法 劳工安全衛生法(母法) 营造安全衛生施設標準(子法) 劳工安全衛生施設規則(子法) 劳工安全衛生教育訓練規則(子法) 劳工安全衛生組織管理及び自動検査辦法(子法)	○ ■Norma Regulamentadora (NR) NRは33件からなる法律。建設関係はNR18に詳細に定められている。作業員数に応じた諸設備(トイレ・給水・シャワー等)の規定。仮囲い、養生等安全や作業手順に対する規定。作業着・保安帽・マスク等保護資材に関する規定等。
2-2 元請責任・下請責任の有無と、ある場合の罰則	○ ○法律上は元請責任・下請責任があるが、ほとんどの場合、元請責任となる。 ○労働安全衛生法において、元方事業者の関係請負人及びその労働者に対する指導、指示義務などを定めた第29条及び第29条の2があり、特定元方事業者、請負人などが課すべき措置について定めた第30条及び第32条がある。	○ ■現場、事業場の安全衛生計画は工事開始前に策定し、契約の一部とする。 元請(The main contractor)は能力のある下請を指名する責任があり、現場の安全衛生について最終的な(ultimate)管理と責任を有する 下請は然るべき部分について元請の定める安全衛生規則に従い、配下の作業員にその旨周知する責を負う。 必要な安全設備、機器の費用は作業員の直接の雇用者が負担し、その使用者が(適切な)維持管理を行う。 法律上は元請が現場とその中の人員全てに対し最終的な責任を有する。 ○CDM Regulationに責任関係が示されている。	○ ■ケースバイケースで様々な責任関係が発生するが、原則として、当該事故に関わる直接的過失を犯した者が、元請・下請に関わりなく最大の責任を負う ○労働者保護法8条において「複数の事業者の協力」という条文がある。そこでは次のような記述があることから、法律上、元請と下請の責任範囲には、明確な違いがないようにも思われる。 ①複数の事業者の労働者が、一つの職場で勤務する場合には、事業者らは、安全衛生対策規定を遂行するにあたって協力する義務を負う。②労働者の安全衛生対策にとって必要な限り、事業者らは、職業活動別の労働に関係のある安全衛生上の危険に関する情報を相互に共有し、また労働者に伝えること。③事業者らは、その危険を防止する対策の調整を図ること。④事業者は、所轄する職場で働く他の事業者の労働者が、勤務中の安全衛生に対する危険に関して、適切な指示を受けていることを確認しなければならない。	○ ○下請の過失で発生した事故も、全て元請責任が問われる。	○ ○法律上の定めはなし。個々の契約で責任範囲の明確化を図っている。	○ ■雇用責任はあるが、元請責任はない。よって、元請会社は社員及び直轄の作業員の安全責任を負う。下請契約をした場合、工事だけでなく関連する安全衛生関係も下請に委譲できる。	○ ■最終責任は元請責任 ※参照URL ↓(タイ語原文) www.labour.go.th www.oshthai.org	○ ■事故は基本的に元請責任 下請作業員個人の不安全行為に起因する場合には下請責任。 Risk アセスを下請が作成、Safety officerが元請として承認。これに違反し、事故が起こった場合には下請責任。安全に関する管理義務は当然元請にある。	○ ■基本的に現場で発生することは全て元請責任を問われることになる。	○ ■元請の責任 下請業者が入場する前に、作業環境、危険又は有害要因及び安衛法所定の措置を周知する協議組織を設置し、作業場所の責任者を指定し、作業を指揮・協調する。 ■下請の責任 安衛法所定の雇用主の責任を負う。	○ ■安全に関しては下請の法律違反は原則として全て元請の責任となる。

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	UAE	タイ	シンガポール	中国	台湾	ブラジル	
3.安全衛生計画書等の行政への提出の有無について												
3-1	安衛法88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務 ○一定規模以上の工事に労働基準監督署長、特に大規模なものには労働大臣への届出が必要。	○ Form F10(notification of construction project)	○一定規模以上の現場では、「安全・健康保険計画」とともに、「工事に係る企業数」、「予想される危険事項」、「工事に従事する者の人数」、「工事期間」のデータを提出する必要がある。 ○足場を設置する際に、事前に設置届を提出する義務はない。	○(労働法L235-2条)に規定がある。 ○工事期間・工事が、国務院命令で定められた限度値を超える場合、建設中は、工事開始に先立ち、本命令で定める期限内に、労働安全衛生に関する行政当局/社会保険諸機関に対し、事前の申告書を送付しなければならない。 ○本文は工事現場に掲示しなければならない。	○各州ごとに、毎年OSHAの工事許可を更新する必要あり。工事許可証発行のために、その年に行っている、または行う予定の工事の作業手順書、安全計画書を州内のいずれかのOSHA事務所へ提出する必要あり。	○	×	○	×	○	×	
4.事故災害発生時について												
4-1	事故報告の義務の有無と、ある場合の報告先 (報告先組織名) (報告義務者)	○労働基準監督者	■HSE ■Governmental Accident and Prevention & Insurance Association (必要に応じて警察等にも) ○労災保険組合	○社会保険金庫	○OSHA	○下記の通り	■各エリアのLabour Protection (労働基準監督署的な事務所)	○	○	○	○	
		○事業者	■元請の安全責任者 (通常IOSHの会員)	○使用者または被用者	○現場所長、安全担当、またはその代理人	■雇用主 下請けの場合は下請けの雇用主	■現場代理人 重大事故の場合、社長名	■Safety Officer	■項目経理 (社内称号の経理ではなく、工事登録時の正式責任者)	■工事現場の責任者	■INSSへの登録会社 (作業員の所属会社)	
	○休業以上の災害の場合必要	■事故の大小にかかわらず全ての事故を台帳に記録しなければならない。更に事業会社の安全記録として年度末にその安全衛生成績としてHSEに報告する。 3日休業の事故はHSEによる査察をつける場合がある。 重大事故発生の場合HSEによる査察がある。	■全ての事故 ○3日以上怪我を伴う労働災害が発生した場合	○事故報告義務ならびに報告先については、社会保険法典(第4巻)に規定があるも様様。 ○使用者または被用者が災害発生を知ってから48時間以内に社会保険金庫に対して届出をしなかった場合は、罰金に処せられる。 ○災害の届出を怠った使用者に対しては、社会保険金庫は労災補償給付費用全額の返還を請求することができる。	○3人以上の通院が生じる事故、または死亡、1日以上入院等の重度障害が生じた事故については、8時間以内に工事現場の部内のOSHA事務所へ、現場所長、安全担当、またはその代理人から報告する義務あり。	■死亡もしくは治療が必要な怪我 →警察 ■火事、構造物、足場、支保工の崩壊・爆発、クレーン等の倒壊 ■消防署、警察 ■死亡もしくは結果として損失日数の伴う怪我及び上記の事故 →環境保護安全管理課	■定期報告 3ヶ月に1回現場から現場代理人名で「Safety Report」(※別紙原文資料)を提出 ■事件、事故の発生時 都度、所定フォームで提出	■2日以上休業 ■重大災害 ■高所作業に伴う落下事故 など	■人身安全、設備安全、感電事故、感電事故、食中毒等	■死亡災害が発生したとき ■同一災害の被災者数が3人以上であるとき 24時間以内に検査機関に報告するものとする。	■事故・労働災害により作業員が仕事を休む必要が生じたときはINSSに届出を行う(休業補償の申請) ■死亡事故や重大事故の場合は連邦警察への届出が必要。連邦警察に連絡すると現場検証	
4-2	事故現場の調査の有無	○労働基準監督官は、事業場に立ち入り、物件を検査することなどができる。(労働安全衛生法第91条)	■3日またはそれ以上の事故	■Governmental Accident and Prevention & Insurance Associationの判断によりケースバイケースで調査官が派遣され調査の対象となる模様 ○労災保険組合の担当者の裁量にまかされている。	○事故調査が行われる。 ○どの程度の事故について、必ず調査が行われるのかは不明。 ○ただし被災労働者は、必ず医師の診断を受けなければならない。	○報告があったすべての事故現場にOSHAの立ち入り調査あり。	■業務上過失致死・致傷の場合、警察が現場検証を行う。	■重大事故 特に第三者巻き込まれ、労働者等による労働者への訴え、明らかな法的違反のある事業所	■重大事故、落下事故が起きた場合	■重大な人身安全、社会的に影響する事故等のときは行政による事故現場の調査が行われる。	■死亡災害が発生した場合 ■被災者数が多い(3人以上)である場合 ■公共交通に重大な影響を与える場合、公共の危険を生じた場合	■死亡事故や重大事故の場合には連邦警察への届出が必要。連邦警察に連絡すると現場検証が行われる。現場検証に基づき刑事責任の所在の有無が争われることになる。
5.被災者への補償について												
5-1	保険の種類 官民・契約者と被保険者・掛け金の額	○ 労災保険 ○ 保険契約者:元請事業者 ○ 被保険者:労働者 ○ 保険料負担:元請事業者 【関連法令】 労働者災害補償保険法 労働者災害補償保険法施行規則 労働者災害補償保険特別支給金支給規則 労働基準法	○ その他の保険 ■ 保険契約者: National Insurance of Her Majesty's government. Public Liability insuranceの場合、元請、事業者 * National Insuranceは労災での公的保険、Public Liability Insuranceは各事業者が付保する。 ■ 被保険者: National Insuranceでは従業員、作業員が保険料の一部を負担し、被保険者となる。 Public Liability Insuranceでは現場や事務所が存在する全ての人をカバーする。 ■ 保険料負担 National Insurance; 会社並びに従業員 Public Liability Insurance; 会社 ○ Public liability insurance, Employer liability insurance (法律で入るように規定されている)。 ○ 保険契約者: 両者とも会社 ○ 被保険者: Public liability insurance 外の人(通行人、車、など第三者)をカバー、Employer liability insurance 現場作業員 ○ 保険料負担: 両者とも会社	○ その他の公的保険 ■ Governmental Accident and Prevention & Insurance Associationから保険金が支給される。 ■ 法律に基づき企業が強制的に保険料を徴収される仕組みなので、契約者という概念はない。労働者は保険料を徴収されない。 ○ 前年度に雇用する労働者へ支払った額に比例し、かつその会社の保険事故の頻度(危険クラス)を考慮して、次年度の保険料が決定される(社会法典第7編153条1項)。 ○ 災害保険の費用(保険料)は、被保険者を雇用するなど被保険活動に関与している企業等が負担する(社会法典第7編150条)。 ○ 災害保険の被保険者は、就業者、養成訓練生等の事業所内訓練受講者のほか、家族扶養者、幼稚園児、保育園児、学校の生徒等も含まれる(社会法典第7編2条) ○ 災害保険の被保険者は、事業者団体(労災保険組合)である(社会法典第7編114条第1項)。 労災保険組合より保険金が支払われる。	○ その他の公的保険 ○ 社会保険法典に定めがある。 ○ 使用者の強制加入が義務づけられた保険制度である。 ○ 労働災害および職業病を理由とする民法上の損害賠償請求権は、使用者側に「故意」または「許しがたい過失」ある場合のみ認められるに過ぎない。(許しがたい過失とは、単なる重過失だけではない)。 ○ 保険料は各事業場の災害実績に対応するような工夫(メット制)が導入されている。 ○ 場合によっては、払い戻しや追加徴収も行われる。	○ その他の保険 ○ 被保険者は各労働者、保険契約者および保険料負担者は、各工事の契約内容によって異なる。雇用者(下請け)の場合もあれば、元請けまたは発注者が一括して契約する場合も有り。	○ その他の保険 ■ 公的保険はないが、契約で民間の保険会社に対して元請・下請ともに自分の配下の作業員に対して保険をかけることが定められている。 ■ 契約者は雇用主、被保険者は雇われ人、保険料は雇用主負担。	○ 日本の労災保険相当の保険 ■ 労災保険労働者(WCI)にて対応 ■ 上乗せ保険グループ保険(民間保険会社)にて対応。 ■ 契約者は雇用主、被保険者は労働者。	○ その他の保険 ■ 民間保険会社の商品 (Workman Compensation Insurance)の手配が義務付けられている。 ■ 契約者はClientまたは元請、被保険者は作業員、保険料はClient負担。	○ 日本の労災保険相当の保険 ■ 総合保険、傷害保険など ■ 契約者は雇用主、被保険者は労働者、保険料は業者を雇用する方が負担。	○ その他の保険 ■ 労働基準法(第7章 労働災害の補償)第59条の規定 ■ 契約者は雇用主、被保険者は労働者(労災保険条例) ■ 一般事故の保険料の負担比率 労働者20%、保険者70%、政府10% ■ 労働事故の保険料の負担比率 保険者100%	○ 日本の労災保険相当の保険 ■ 契約者は雇用主で被保険者は労働者。保険料は雇用主負担。
5-2	示談について	■ 重大事故はHSEが訴追者になって裁判所で裁かれる。弁済金は判決に従い被告人に負担。 被災者による訴訟期限は通常7年。 訴訟の法廷外和解は可能 ○ 最近法人殺人罪が制定された。悪質な場合は殺人罪と同じ刑罰が下される。適用事例は少ない。	■ 示談等については経験はない ○ 労災保険から病院費用、リハビリ、年金等のケアがなされるため、基本的には裁判にはならない。 ○ 通勤事故又は故意ある場合を除き、事業主に対する被災者、遺族の損害賠償請求権は排除されている。(社会法典第7編)	○ 労働災害および職業病を理由とする民法上の損害賠償請求権については、原則として禁じられており、使用者側に「故意」または「許しがたい過失」ある場合のみ認められるに過ぎない。しかし、この許しがたい過失の存在、あるいは当該過失の存在によって得られる損害賠償額につき、示談することができる。	○ 裁判を行う。	■ 一時金、見舞金としての支払いとそれとは別に裁判で補償金に対する判決が出る場合、その金額を被害者もしくはその遺族に対して補償金として支払う。	■ ケースバイケース	■ 事例なし 下請けが被災者に対して行った例はあると思われる。	■ 被害者に法的に定めより少ない賠償とはしない。被害者の家族に対しては、親身になって誠意を持って対応する。示談、和解の際は必ず文書を取交わす。	■ 事故又は労働災害の責任の帰属、保険の給付条件、保険金額、被災者とその家族との継続的な示談、被災者への福利厚生情報の提供。	■ 多くの場合裁判となる。ブラジルでは労働者が提訴しやすい環境にあり(裁判費用・弁護士費用等の負担が少ないことによる)、些細な事故等でも提訴される。そのため裁判上の和解となる事例が多い。	

		日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	UAE	タイ	シンガポール	中国	台湾	ブラジル
6.安全管理者等の常駐義務とその資格について												
6-1	安全責任者または安全管理者の選任義務	<p>○事業者は、政令で定める規模の事業場(令2条)ごとに、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第10条)</p> <p>○事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場(令3条)ごとに、厚生労働省令で定める資格(安衛則5条)を有する者の中から、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第11条)</p> <p>○事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものうち、建設業その他政令で定める業種(令7条1)に属する事業を行う者は、その労働者及びその請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、総括安全衛生責任者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第15条)</p> <p>○総括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他の事業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者(安衛則18条の4)のうちから、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第15条の2)</p> <p>○総括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第16条)</p>	<p>■事業者は安全責任者として、通常はIOSH(Institute of Occupational Safety and Health)の会員を指名する。会社は能力のある人を指名する。</p>	<p>○被保険者が21人を超える規模の企業であれば、安全責任者を最低一人選任しなければならない。1000人以上の被保険者を有する企業は、7人の安全責任者を選任しなければならない。</p> <p>○安全責任者は、12週間のBAU(労災保険組合)の講習を修了し、国家試験に合格した者である。</p>	<p>○労働法L235-1条に規定がある。</p> <p>○国務院命令により規定されたコーディネーターを指名しなければならない。</p>	<p>○現場監督との兼任可。個々の工事の契約内容によっては、現場監督とは別に、選任の安全担当を要求される場合もあり。必須の資格はなし。</p>	<p>■安全管理者</p>	<p>■安全管理者</p>	<p>■Safety Officer</p>	<p>■安全員</p>	<p>○労働安全衛生管理者の資格名称 労働安全衛生業務主管及び労働安全衛生管理員(師) ※作業場所の責任者は(代理の雇用主)は安全衛生の最終責任を負う。</p>	<p>■Technico de Segrancia do Trabalho</p>
7.安全経費について												
7-1	公共工事の安全経費	<p>○仕様書により必要経費を見積に反映される場合あり。</p>	<p>■必要経費を見積に反映</p>	<p>■安全経費はゼネコンが提出する見積に含まれていると理解している。</p> <p>○安全のための経費を工事の積算の際に計上することはない。</p>	<p>○安全経費を見積することはありうる。</p>	<p>○発注仕様書内に記載された安全経費の負担は、工事請負者が提出見積りの中に含める。</p>	<p>—</p>	<p>■安全経費は項目として明示せず元請業者負担となる。</p>	<p>■発注者負担(入札金額に計上)</p>	<p>—</p>	<p>■請負契約の規定に従う。(原則として発注者は安全経費を負担)</p>	<p>■工事見積に含めて請求する。</p>
7-2	民間工事の安全経費	<p>○反映されない。</p>	<p>■必要経費を見積に反映</p>	<p>■安全経費はゼネコンが提出する見積に含まれていると理解している</p>	<p>○安全経費を見積することはありうる。</p>	<p>○同上</p>	<p>—</p>	<p>■安全経費は項目として明示せず元請業者負担となる。</p>	<p>■発注者負担</p>	<p>■工事契約するときには、M金額に対し規定に定められた比率の安全管理費を盛り込まなければならない。その安全管理費は安全管理以外に使用しないこと、と定められている。</p>	<p>■請負契約の規定に従う。(原則として発注者は安全経費を負担)</p>	<p>■工事見積に含めて請求する。</p>
8.事故・災害発生後の行政処分・社会的制裁について												
8-1	元請が受ける行政処分	<p>○ 営業停止、指名停止</p>	<p>○ 営業停止処分(無期)</p>	<p>○ その他の処分</p>	<p>○ その他の処分</p>	<p>○ 全て可能性あり。</p>	<p>○ その他の処分</p>	<p>○ 指名停止処分(有期)</p>	<p>○ その他の処分</p>	<p>○ 指名停止処分(有期) ○ 営業停止処分(有期) ○ 営業許可等の取消処分(再取得可)</p>	<p>○ その他の処分</p>	<p>× 行政処分なし</p>
		<p>○会社全体に影響がある事故の場合は、改善するまで営業停止もある。大体はその現場のみ、足場など部分的に止める場合もあるが、全体に影響を及ぼすときは全体をとめる。HSEの指示を、HSEが改善したとわかったときまで停止する。1~2日の場合もある。死亡事故、タワークレーンの倒壊は長い。</p> <p>○現場のSupervisorは、その仕事を5年でできなくなる場合もあるが、永久にできなくなる場合もある。</p> <p>○アスベスト工事は資格が要るが、HSEがライセンスを剥奪する場合もある。</p>	<p>○「公共工事への入札参加」が禁止されることはない。(入札参加が制限されるのは、税金・保険料が未納の場合のみである。)</p> <p>○「法人としての活動自体」が禁止されることはない。</p> <p>○「法人格」が剥奪されることはない。</p>	<p>○現場の一部または全部の閉鎖(有期・無期もあり)</p>	<p>○事故、災害の規模、過失の有無等で、無期の処分も有りうる。</p>	<p>■安全管理注意義務違反による罰金刑</p>	<p>○基本的になし ○イルメジャーは入札に制限を設ける場合がある。</p>	<p>■罰金、企業のレベルを下げさせること、項目部長の資格を停止処分および取り消し処分がある。</p>	<p>■休業、罰金処分</p>	<p>■具体的な制約はなし</p>	<p>■特になし</p>	
8-2	行政処分の他に受ける社会的制裁等	<p>■免許、資格の剥奪など</p> <p>○公共工事は、事故率が高いと指名停止の場合あり。事故後すぐ指名停止はない。原因がわかってから判断する。</p>	<p>■各企業が定める内規により、期限付き発注停止を行う等の制裁措置があると認識している。</p> <p>○下請会社の過失で労働災害が発生した場合、元請会社の労災保険料が引き上げられることがある。</p> <p>○ただし、こういった場合は、実際に事故を起こした者に責任を取らせるよう、今後は方向性を変えていきたいとの事。(労災保険組合職員談)</p>	<p>○最高5年の禁固</p> <p>○罰金</p> <p>○有罪判決内容の新聞掲載(費用は被告負担)</p>	<p>○裁判の結果によっては、数10億円の損害賠償を支払う義務が生じる場合有り。責任者の刑事罰が生じる場合も有り。</p>	<p>■なし 逆の意味において、発注者は安全成績のよい業者を表彰することによって、安全意識の高揚を図っている。</p>	<p>■刑事訴訟 最高懲役 1年 罰金 2,000~20,000バーツ</p> <p>■民事訴訟 近隣・民間発注者等からは示談・訴訟がある。</p>	<p>■基本的になし ○イルメジャーは入札に制限を設ける場合がある。</p>	<p>■なし</p>	<p>■具体的な制約はなし</p>	<p>■特になし</p>	

2. アンケート調査結果の分析

(以下、アンケート調査結果項目の番号順による)

1. 安全衛生の行政組織について

1-1. わが国の厚生労働省・労働基準監督署等に相当するもの

- ・安全衛生の行政組織としては、日本と同様、各国の政府機関が担当している。
- ・ドイツのように、純粋な政府機関とは異なる機関（同業者で組織する労災保険組合）によって安全衛生を管理している国も存在する。同組合の職員（ただし国家資格者のみ）には日本の安全衛生法 91 条（労働基準監督官の権限：現場立入権限など）あるいは 98 条（使用停止命令等：建設物等の全部又は一部の使用停止等）に相当する権限が認められている他、規則制定権が法的に認められている。

1-2. 作業所に対する臨検の有無と指摘事項に対する対応

- ・作業所に対する臨検の実施の有無については、ほぼすべての国で実施されている。ただしタイにおいては、原則として臨検を行なっておらず、書類によるやり取りが中心である。
- ・臨検の内容については、安全衛生に関する法規の遵守がなされているかを中心に、調査がなされる国が多く、これについては日本とあまり差異がない。
- ・特長ある国としてはフランスが挙げられる。フランスでは現場への立入の他、安全衛生・労働条件委員会（日本の安全衛生委員会よりも大きな権限が認められている：詳細は第 2 章参照のこと）への参加も認められており、職場の安全衛生管理体制の全般に渡って、調査が行われる。

2. 安全衛生に関する法律

2-1. わが国の安全衛生法・規則・条例等に相当するもの

- ・日本の安全衛生法・規則・条例等に相当するものは、全ての国家で存在する。
- ・特徴ある国としてはドイツが挙げられる。ドイツでは、政府機関以外の機関に規則制定権を与えており、同法違反には罰金等が課されることになる。

2-2. 元請責任・下請責任の有無と、ある場合の罰則

- ・元請責任・下請責任の所在については、各国で大きくばらついている。これを大きく区分すると、次のようになる。
- ・元請に大きな責任を課しているのは、イギリス・フランス・ブラジルである。特にフランスでは、下請の過失で発生した災害も“すべて元請責任”となるようであり、“原則として元請責任”とするイギリス・ブラジルとは性質を異にしている。この

ような重い元請責任を課す根拠としては、下請の選定に対して元請は責任を負うべきであるとの考えがあるようである。

- ・台湾は、日本とほぼ等しい制度となっているようである。
- ・元請と下請に責任の違いがあまり見られないのが、ドイツ・アメリカ・UAE・シンガポールである。ドイツでは直接的過失を犯した者が最大の責任を負うとしており、シンガポールでも下請作業員の不安全行為に起因するものは下請責任としている。またアメリカやUAEでは、契約によって責任の範囲を明確にしている。UAEでは、下請契約により、工事のみならずそれに関連する安全衛生関係も下請業者へ移譲できる。タイ・中国については情報不足で判断ができない。

3. 安全衛生計画書等の行政への提出の有無

3-1. 安衛法 88 条の計画届に相当する計画書類等の提出義務

- ・提出義務について、各国でバラつきがあるようである。
義務あり・・・日本，イギリス，ドイツ，アメリカ，UAE，シンガポール，台湾
義務なし・・・タイ，中国，ブラジル

4. 災害発生時

4-1. 災害報告の義務の有無と、ある場合の報告先

- ・災害発生時においては、すべての国で災害報告の義務が課されている。
- ・報告先については、多くが政府機関であるが、一部の国ではそれ以外の機関への報告が必要とされている。例えばドイツでは、政府機関ではなく同業者で構成する労災保険組合への報告が必要である。フランスにおいても行政当局ではなく、労災保険を管轄する社会保険金庫への報告が求められている。

4-2. 災害現場の調査の有無

- ・災害現場の調査については、すべての国で実施されている。ただ、いかなる場合に調査を行うかについては、各国で差異があると思われる。このうち重大な災害が発生した場合には、いずれの国家においても調査が行われると考えられる。
- ・一方、軽微な災害に対する調査については、情報が少なく不明な点が多い。例えばイギリスでは、休業 3 日以上災害で調査を実施する場合もある。ドイツでは、地区担当者の裁量にまかされているとのことである。タイでは、第三者が巻き込まれた場合や労働者からの訴えがあった場合、あるいは明らかな法違反がある場合についても調査が実施される。

5. 被災者への補償

5-1. 保険の種類 官民・契約者と被保険者・掛け金の額

- ・各国においても労働災害発生による損害を補償する保険制度が存在する。しかしその保険制度の内容については、各国でばらつきがみられる。これを大きく分けると、次のようになる。
- ・公的保険が導入されているのが日本・ドイツ・タイ・中国・ブラジルである。
- ・これに対し、イギリス・アメリカ・UAE・シンガポール・台湾では、公的保険が存在せず、民間保険を活用している。ただしこれは保険の運用母体の問題であり、いずれにしても労災保険への加入は義務付けられている。
- ・保険の契約者は、日本・シンガポールでは元請となるが、
- ・イギリス・ドイツ・UAE・タイ・中国・台湾・ブラジルなどの多くの国では、当該労働者の所属する会社（雇用主）が契約者となる。
- ・アメリカの場合では、元請と下請との契約によって労災保険の契約者が決まり、それぞれの雇用者となる場合もあれば、元請業者あるいは発注者となる場合もありうる。

5-2.示談について

- ・各国の示談の状況は、性質を異にする。イギリス・アメリカ・ブラジルでは、原則として訴訟による解決を図る。
- ・イギリスでは重大災害はHSE（Health and Safety Executive）が訴追者になって裁判所で裁かれることが原則であるが、法定外和解も可能となる場合がある。
- ・ドイツ・フランスでは、労働災害および職業病を理由とする民法上の損害賠償請求権については、原則として禁じられており、使用者側に”故意”または”許しがたい過失”ある場合のみ認められるに過ぎない。ただしフランスにおいては、当該過失の存否、あるいは当該過失の存在によって得られる損害賠償額につき、示談することができる。
- ・タイにおいてはケースバイケースとされている。
- ・その他の国においては、原則として示談はないようである。
- ・上積補償に関連する日本の訴訟については、過去の裁判統計によると、裁判上又は裁判外の和解契約等により解決が図られており、その意味においては日本でも示談が行なわれている。

6. 安全管理者等の常駐義務とその資格について

6-1.安全責任者または安全管理者の選任義務

- ・安全責任者または安全管理者の選任義務については、各国とも何らかの形で義務付けられている。
- ・イギリス・ドイツは事業者、フランスは建築主に選任義務がある。
- ・イギリスでは、能力の有する者を選任する義務があり、通常はIOSH（Institute of

Occupational Safety and Health) の会員を指名している。

- ・ドイツで選任する安全責任者は、12 週間の講習を修了し、国家試験に合格した者でなければならない。

7. 安全経費について

7-1. 公共工事の安全経費

- ・公共工事における安全経費について、日本においては、仕様書により必要経費が見積に反映される場合がある。
- ・イギリス・アメリカ・中国・ブラジルでは、見積に反映させる形で計上している。
- ・台湾の場合は、請負契約の規定によるが、原則としては元請の負担となる。

7-2. 民間工事の安全経費

- ・民間工事における安全経費について、多くの国では公共工事と差がないようである。
- ・日本においては、必要経費が見積に反映されないが、イギリス・アメリカ・中国・ブラジルについては、見積に安全経費分を反映させる形で計上している。
- ・特に中国では、定められた比率の安全管理費を盛り込まなければならないが、またその安全管理費は、安全管理以外に使用しないことが定められている。
- ・台湾の場合は、請負契約の規定によるが、原則として元請負担となる。

8. 災害発生後の行政処分・社会的制裁

アンケート結果を精査すると、元請が受けうる最大の処分・制裁が記載されている場合が多いようであり、2-2 で分析したように、全ての国で元請が処分・制裁される訳ではない。それを前提に以下にまとめる。

8-1. 元請が受ける行政処分

- ・ほとんどの国において、元請に対する行政処分が予定されている。
- ・イギリス・フランス・アメリカ・中国では、状況に応じて営業停止や指名停止等の可能性ある。
- ・イギリスでは、免許、資格の剥奪なども、行なわれる可能性がある。
- ・ドイツにおいては、原則として災害原因の解明、あるいは安全確保の目的に役立つ範囲に限り、当該現場の一部につき、使用停止命令が出されるのみであり、営業停止や指名停止処分はない。また災害発生により公共工事への入札参加等が禁止されることもなく、これが制限されるのは、税金・保険料が未納な場合のみである。
- ・このほか特徴ある国としては、シンガポールが挙げられる。シンガポールでは、入札時の評価点の減点、あるいは海外労働者の雇用枠の減数がなされる。
- ・ブラジルにおいては、行政処分がない。

8-2.行政処分の他に受ける社会的制裁等

- 多くの国では社会的制裁はない。ただし国によっては罰金・禁固等の刑事処分が予定されている。
- イギリスでは、殺人罪と同等の法人殺人罪が適用される余地もある。
- フランスでは、有罪判決がなされた場合、被告の費用負担でその内容を新聞掲載する義務が課されることがありうる。
- アメリカにおいては、民事裁判により、数10億円規模の損害賠償を支払う義務が生じる場合がありうる。
- ドイツ・フランスでは、下請会社の過失で労働災害が発生した場合、元請会社の労災保険料が引き上げられる。ただしドイツでは実際に災害を起こした者に責任を取らせる体制へ方向性を変えたいとのことであった。これに対しフランスでは、元請の下請業者の選任に対する責任として、このような災害についても元請が全て責任を取るべきとする考え方があるとのことであった。

【第2章】

日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ（現地実態調査含む）
における安全管理体制に関する調査研究レポートおよび比較

1. 各国における安全管理体制について

(1) 日本

1) 安全衛生に関する基本的な枠組

明治時代、わが国における労働条件は労働者にとって過酷なものであり、児童労働、長時間労働、低賃金、労働者の酷使、労働災害、疾病の多発などが見られた。そのような事態を受けて、1911年(明治44年)に工場法(明治44年法律第46号)が制定され、1916年(大正5年)に施行された。工場法は、当初、原則として常時15人以上の職工を使用する工場に適用され、低年齢制限、労働時間の規制、危険有害業務への就業制限、雇用、解雇などの取締まり、徒弟に関することなどを内容としており、当時社会問題となっていた工場労働による女子・年少者の体位の低下や結核のまん延の予防というのが主旨であった。その後、1927年(昭和2年)には、工場法に基づく「工場付属寄宿舍規則」(内務省令第26号)が制定され、続いて1929年(昭和4年)には、「工場危害予防及衛生規則」(内務省令第24号)が制定公布されている。

更に、1931年(昭和6年)には、建設業、土石採取業、貨物運送業など野外産業における労働者災害補償を目的として、労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任保険法が制定された。そして、その運営上の必要もあって、1934年(昭和9年)には「土石採取場安全及衛生規則」(内務省令第11号)が制定され、1937年(昭和12年)には「土木建築工事場安全及衛生規則」(内務省令第41号)が制定された。これらの規則によって、工場以外の業種にも安全衛生関係法令の拡大がなされていった。また、特定の危険・有害物に対する規制としては、ILO(国際労働機構)における燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する勧告を受けて、1921年(大正10年)に「黄燐燐寸製造禁止法」(法律第61号)が制定された。また、土木建設工事業における飯場の状態を改善するため、1941年(昭和16年)に「土木建築工事場付属寄宿舍規則」(厚生省令第53号)が制定されている。この他、ボイラー、圧力容器取締として、1935年(昭和10年)に「気罐取締令」(内務省令第200号)が公布施行された。

戦後、連合軍総司令部がアメリカから派遣を求めた労働諮問委員会は、1946年(昭和21年)に「日本における労働立法及び労働政策に関する勧告」を連合軍総司令部に提出した。この中には、当初の労働基準法に盛り込まれていた骨子がほとんど網羅されていた。そして、1947年(昭和22年)に帝国議会において、労働基準法(法律第49号)が成立する。前述した諸法令は、この労働基準法の制定に際して公布された「労働安全衛生規則」(労働省令第9号)および「事業付属寄宿舍規程」(労働省令第7号)に統合されている。

その後、労働基準法は、20年ほど実質的な改正が行われないまま推移する。しかし、社会の変化が激しくなるにつれて、各方面において、労働基準法のあり方が様々に議論されるようになってくる。これに伴い、1969年(昭和44年)に労働省は労働基準法研究会を発足し、本格的な検討を行うこととなる。同研究会は、当初全般的な事項にわたり議論をしたが、検討結果をできるだけ早急に得たい安全衛生問題をまず取り上げることとなり、翌1970

年(昭和 45 年)に安全衛生のための小委員会を発足させた。小委員会は、その結果を労働省に報告し、1972 年(昭和 47 年)に労働安全衛生法(法律第 57 号)が公布施行される。労働安全衛生法は、改正前の労働基準法における安全および衛生ならびに労働災害防止団体などに関する労働災害防止計画および特別規制を統合したものを母体とし、更に新規の規制事項、国の援助措置に関する規定などを加えて制定された。

労働安全衛生法の基本的な枠組は、次のとおりである。

- ①事業者の責務
- ②労働災害防止計画の策定と公表
- ③安全衛生管理体制の確立
 - イ 統括安全衛生管理者等
 - ロ 統括安全衛生責任者
 - ハ 安全衛生委員会
- ④危害防止措置
 - イ 事業者の講ずべき措置
 - ロ 元方事業者等の講ずべき措置
- ⑤機械等及び有害物に関する規制
 - イ 機械等に関する規定
 - ロ 有害物に関する規制
- ⑥労働者の就業に当たっての措置
 - イ 安全衛生教育
 - ロ 就業制限
 - ハ 中高年齢者等についての配慮
- ⑦健康の保持増進のための措置
 - イ 作業環境測定等
 - ロ 健康診断
 - ハ 健康教育等
- ⑧快適職場の形成
- ⑨安全衛生改善計画
- ⑩監督等

この法の名宛人は、主として事業者であり、その保護の対象は事業者で使用される労働者である。例えば、機械には安全装置を付けるべきことを事業者に命じ、あるいは労働者の健康診断を事業者に命ずることにより、その使用する労働者の安全と健康を確保すべきことを事業者の義務としている。労働安全衛生法は、このように使用従属関係に着目して、事業者に、その使用する労働者の安全と健康を確保すべき義務を負わせることを基本

としている。また、労働安全衛生法には、主として労働関係の場で用いられる一定の機械または有害物そのものの危険・有害性に着目して、何人たるとを問わず、当該機械または有害物の製造、譲渡等の行為を行う者を名宛人としている部分がある。

現在、この労働安全衛生法の下に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)があり、更に厚生労働省令、厚生労働大臣告示が多数出されている。これらの条文数を合わせると数千箇条にもものぼる膨大なものとなっている。それ以外に「指針」も多数公示されており、更に数多くの通達も出されている。これらが、それぞれに繋がりを持ちながら全体として巨大な体系を作り出している。

2) 安全衛生に関する機関

①厚生労働省労働基準局

厚生労働省の内部部局の一つであり、労働条件の改善、労働者の安全と健康の確保の施策などを所管している。

②都道府県労働局

厚生労働省の地方支分部局であり、全都道府県の地にそれぞれ設置されている。労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用保険料の徴収、職業紹介と失業の防止などを主な業務としている。

③労働基準監督署

厚生労働省の各都道府県労働局の管内に複数設置される出先機関で、都道府県労働局では厚生労働省の内局である労働基準局の指揮監督を主に受けつつ管内の労働基準監督署を指揮監督する。労働基準法に定められた監督行政機関として、労働条件および労働者の保護に関する監督を行っている。

3) 安全衛生管理体制

日本における安全管理体制は、①個別の使用従属関係における安全管理体制と②下請混在作業関係における安全管理体制の2つがある。なお、本文において、労働安全衛生法を安衛法とする。

①個別の使用従属関係における安全管理体制の管理組織は、次のとおりである。

イ 総括安全衛生管理者(安衛法 10 条)

ロ 安全管理者(安衛法 11 条)

ハ 衛生管理者(安衛法 12 条)

ニ 安全衛生推進者等(安衛法 12 条の2)

ホ 産業医(安衛法 13 条)

ヘ 作業主任者(安衛法 14 条)

また、調査審議機関として、次の委員会がある。

ト 安全委員会(安衛法 17 条)

チ 衛生委員会(安衛法 18 条)

リ 安全衛生委員会(安衛法 19 条)

①個別の使用従属関係における安全管理体制の管理組織の概要を図 1 に示す。また、建設業の安全衛生管理組織の概要を表 2 に示す。

イ 総括安全衛生管理者

労働災害防止の究極の責任は、事業者にあり、その自覚と実践とが極めて重要であるにもかかわらず、従来は、事業場における安全衛生管理の責任の所在が必ずしも明らかでなかった。そこで、労働安全衛生法において、安全衛生管理が企業の生産ラインと一体的に運営されることを期待し、業種の如何を問わず、一定規模以上の事業場にあつては総括安全衛生管理者を選任することを事業者に義務付け、安全管理者、衛生管理者の救護に関する技術的事項を管理する者を指揮し、当該事業場における安全衛生に関する業務を統括管理させることとしたものである。

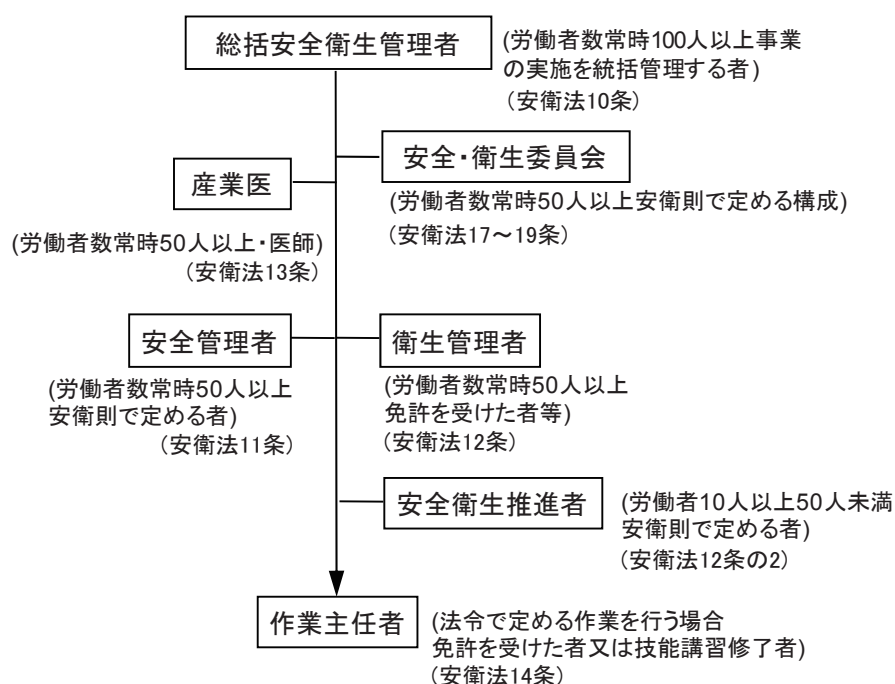


図 1 個別の使用従属関係における安全管理体制

表 2 建設業の安全衛生組織の概要

規模(人)	建設業の安全衛生組織
1000～	<pre> graph TD A[事業者] -- 選任 --> B[総括安全衛生管理者 (安衛法10条)] B -- 指揮 --> C[安全管理者 (安衛法11条)] B -- 指揮 --> D[衛生管理者 (安衛法12条)] </pre>
300～999	<pre> graph TD A[事業者] -- 選任 --> B[安全管理者 (安衛法11条)] A -- 選任 --> C[衛生管理者 (安衛法12条)] </pre>
100～299	<pre> graph TD A[事業者] -- 選任 --> B[安全管理者 (安衛法11条)] A -- 選任 --> C[衛生管理者 (安衛法12条)] </pre>
50～99	<pre> graph TD A[事業者] -- 選任 --> B[安全管理者 (安衛法11条)] A -- 選任 --> C[衛生管理者 (安衛法12条)] </pre>
10～49	<pre> graph TD A[事業者] -- 選任 --> B[安全衛生推進者 (安衛法12条の2)] </pre>
1～9	<pre> graph TD A[事業者] </pre>

ロ 安全管理者

事業場の安全および衛生を確保するためには、単に危害防止基準の遵守、健康診断の実施等を事業者に命じ、その履行状況を労働基準監督官が監督すると言うだけでは、目的を十分に達成することができない。そのような観点から、事業場内に、総括安全衛生管理者を頂点とした安全衛生組織を形成することとなった。

安全管理者は、その使用する労働者の数が常時 50 人以上となる場合に選任し、その者に安全に関する技術的事項を管理させなければならない。

ハ 衛生管理者

衛生管理者は、全業種の事業場において、使用する労働者の数が常時 50 人以上となる場合に選任し、その者に衛生に関する技術的事項を管理させなければならない。

衛生管理者は、原則としてその事業場に専属の者を選任しなければならないが、2人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該労働衛生コンサルタントの内 1 人については、事業場に専属の者である必要はない。

二 安全衛生推進者等

安全管理者および衛生管理者の選任が義務付けられていなかった中小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、その安全衛生水準の向上を図るため、これらの事業場について、安全衛生業務を担当する者として、安全衛生推進者または衛生推進者の選任が義務付けられている。

安全衛生推進者または衛生推進者は、その使用する労働者の数が常時 10 人以上 50 人未満で、安全衛生管理者の選任を要する業種の事業場にあつては安全衛生推進者を、それ以外の業種の事業場にあつては衛生推進者を選任しなければならない。

ホ 産業医

労働者の健康診断の実施、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立など労働者の健康体制を効果的に行うためには、医師による医学的活動が不可欠である。そのようなことから、事業場における医師の選任については、工場法および労働基準法のもとにおいても定められていたところであり、従来、労働基準法においては、医師は、衛生管理者の一員として位置づけられていたが、この安衛法では、医師の専門的立場を明確にするため、その呼称を産業医と改め、産業医は、総括安全衛生管理者の指揮下に入らず、直接、事業者の指揮監督を受けながら、専門家として労働者の健康管理などに当たることとなった。

へ 作業主任者

作業主任者の制度は、従来、旧労働安全衛生規則などのなかで、危険または有害な設備または作業について、その危険防止の事項を担当させるためのものとして定められていたものを、法律上の制度とし、安全衛生管理組織の一環としての位置づけを明確にしたものである。

事業者が業務を労働者に命ずる場合において、その業務の全部又は一部に労働災害の危険性・おそれがある場合、それらの業務を行う労働者の中から一定の資格を持つ者を作業主任者として選任し、当該作業に従事する労働者に対する指揮を行わせなければならない。

ト 安全委員会、チ 衛生委員会、リ 安全衛生委員会

事業場において、真の安全衛生を確立するためには、単に事業者のほうで一方的に安全衛生上の措置を講ずるだけでなく、その事業場の安全衛生問題について、労働者が十分に

関心をもち、その意見が事業者の行う安全衛生のための諸措置に反映される必要がある。このため、安全委員会、衛生委員会、および安全衛生委員会の設置に関する規定を置き、この安全・衛生委員会に、事業場における労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策に関することなどを調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせることとしたものである。

②下請混在作業関係における安全管理体制の管理組織は、次のとおりである。

- イ 統括安全衛生責任者(安衛法 15 条)
- ロ 元方安全衛生管理者(安衛法 15 条の 2)
- ハ 安全衛生責任者(安衛法 16 条)
- ニ 店社安全衛生管理者(安衛法 15 条の 3)

当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における事業者を元方事業者といい、元方事業者のうち、建設業、造船業に属する者を特定元方事業者という。

②下請混在作業関係における安全管理体制の管理組織を図 2 に、一つの事業場で建設工事を行う場合の一般的な請負形態を図 3 に示す。

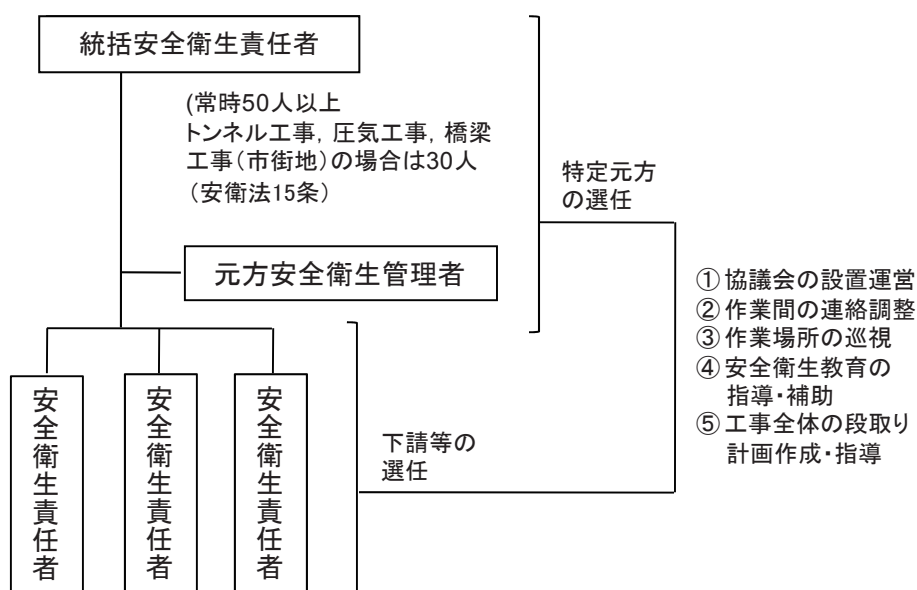


図 2 下請混在作業関係における安全管理体制

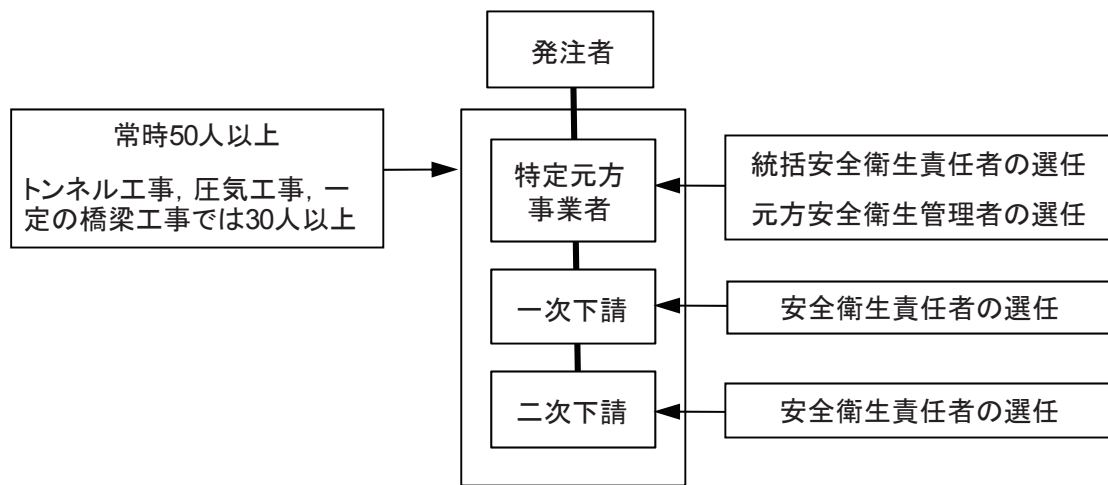


図3 建設工事の請負形態の例

イ 統括安全衛生責任者

一つの事業場において作業する元方事業者と下請事業者の労働者の合計数が常時 50 人（トンネル等の建設の仕事または圧気工法による作業を行う任事にあつては常時 30 人）以上の場合には、元方事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

統括安全衛生責任者は、元方安全衛生管理者の指揮等のほか、次の事項の統括管理を行う。

- a 協議組織の設置、運営
- b 作業間の連絡、調整
- c 作業場所の巡視
- d 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導、援助
- e 仕事の工層計画および作業場所における磯軌設備等の配置計画の作成
- f その他、クレーン等の運転についての合図の統一等

ロ 元方安全衛生管理者

統括安全衛生責任者が統括管理すべき事項は、技術的、専門的事項を含むものであり、これらの事項の管理が適切に行われるためには、統括安全衛生責任者を補佐し、統括管理事項の実務を担当する者が必要である。そこで統括安全衛生責任者を選任した元方事業者は、一定の資格を有する者のうちから元方安全衛生管理者を選任し、その者に統括安全衛生責任者の指揮のもとに技術的な管理をしなければならない。

ハ 安全衛生責任者

建設工事では、現場に出入りする事業者の数も多く、かつ、その動きも激しいという実情があり、統括安全衛生責任者が、関係請負人を常時把握しておくのは容易なことではない。そこで、統括安全衛生責任者が選任された場合には、統括安全衛生責任者を選任すべ

き事業者以外の請負人で、その場所で仕事を行うものは、安全衛生責任者を選任し、その旨を、統括安全衛生責任者を選任している事業者に通報するとともに、安全衛生責任者に次の事項を行わせる必要がある。

- a 統括安全衛生責任者との連絡
- b 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への周知

二 店社安全衛生管理者

建設業における労働災害の発生状況を見ると、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模の建設現場においては、現場の安全管理体制が十分に確立されていないことから、労働災害の発生が多くなっている。このような状況から、労働者の数が一定数以上である建設工事を行う場合には、当該建設工事に関わる請負契約を締結している事業場ごとに、一定の資格を有する者の内から、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該建設工事を行う場所において統括安全衛生管理を行うものに対する指導を行わせなければならないとしたものである。

(2) イギリス

1) 安全衛生に関する基本的枠組

近年の、イギリスでの労働安全衛生の根幹となるものは、1972年に提出されたローベンス報告である。このローベンス報告とは、安全衛生を所掌する労働大臣に任命された、ローベンス卿を委員長とする7名からなる委員会による2年間の調査活動の報告書である。

ローベンス報告における、主な提言は次のとおりである。

- ①安全衛生に関する法律が多過ぎる。法令構成の体系化と明確化の必要がある。時代遅れの法律は、世の中の進歩につれて改訂する必要がある。
- ②労働安全衛生行政が細分化され過ぎている。一元化した安全衛生行政執行体制を確立する必要がある。
- ③自主基準の活用と、自主的安全活動の促進と展開が必要である。

この報告書の提言によりできたのが、

Health and safety at work etc act 1974 (イギリス労働安全衛生法)

と、安全衛生に関する行政を一元化する、

Health and Safety Executive, HSE (イギリス安全衛生庁)

であり、現在のイギリスの労働安全衛生の根幹をなしている。

イギリス労働安全衛生法の中には、農業に関する特別規則や建築規則なども含まれており、日本に比べ幅広い範囲をカバーしている。また、HSE は鉱山や原子力なども管轄する。

イギリス労働安全衛生法では、基本的なことだけが定められており、具体的事項は規則

Regulations、議会が承認、遵守義務あり

公認実施準則

Approved Codes of Practice: ACOP、安全衛生委員会: **HSC** が承認、義務ではないが遵守しなければ裁判で不利になる

にゆだねられている。

イギリスにおいては、このように具体的な事項を定めるために労働安全衛生法の下に非常に多数の規則がぶら下がっているため、労働安全衛生法のことを **Umbrella** (傘) と呼ばれている*。

規則の中で基本的なものは、リスクアセスメントについて規定した職場安全衛生マネジメント規則 (**Management of Health and Safety at Work Regulations 1999**) が基本的なものであり、労働者5人以上の事業者に対してリスクアセスメントの実施事項を記録することを義務付けている。これはEUの枠組み指令の取り入れを目指すとともにマネジメントシステムの考え方を中心に据え、それまでの諸規則を体系的にかつ時代にあったものに統一したものである。

最近のイギリスでは、前述した多数の規則に対する負担を軽減するため、これらの規

則や提出様式を簡素化する方向にある。特に、リスクアセスメント／マネジメントの実施は、安全衛生に関する規則の中で最も企業の負担となっていることから、形式的と異なる実効のあるリスクマネジメントの実施を推進するため、HSE では平易な実施例を web ページ上に掲載するなど、中小企業でも容易に導入できるような啓発を行っている。

また、安全衛生法の条文をみると、「合理的に実施可能な範囲で、so far as reasonably practicable」という表現が出てくるが、これは時間的、経済的な費用と、対象となる危険とを、社会通念も加味して比較して考えるもので、日本の安全衛生法には出てこない概念であると言える。

法令がこのような規定であると、なにをもって合理的というかが問題となるが、この点をカバーするのが実施準則である。実施準則は業界団体や企業など、だれでも作ることができ、社内標準でも実施準則となり得るが、これを一定の水準に保つためには、しかるべき機関がこれの妥当性を認定する必要がある。労働安全衛生を所管する行政委員会ともいべき HSC が認定したものは、前述した「公認実施準則、Approved Code of Practice、ACOP」と呼ばれ、これを遵守しているかどうかは、裁判の結果にも影響すると言われている。

2) 安全衛生に関する機関

労働安全衛生法によって次の 2 つの主要な機関が設けられている。

HSC (Health and Safety Commission: 安全衛生委員会)

HSC は雇用担当国務大臣が事業者、従業員などの団体、地方自治体、その他の関係機関との協議の上で任命する 10 人の委員で構成されている。HSC の委員のうちの 1 人は公共の利益を代表する者として任命されている。HSC の主な任務は、さまざまな事業が実施される場合に、勤労者および一般市民の安全衛生を確保するような制度を設けることである。その任務には、新しい法律、基準の提案、研究の実施、情報や助言の提供、爆発物その他の危険物の規制などが含まれる。また HSC は雇用医療助言局(Employment Medical Advisory Service)という、職業病に関する助言を行う機関も運営している。さらにこれらの事項のすべてに人々が関心を持つように努めることも HSC の義務である。

HSE (Health and Safety Executive: 安全衛生庁)

HSC が雇用担当国務大臣と協議して任命する 3 人からなる組織体で、HSC の職務執行について助言し、支援する。HSE はそれ自身でも特別の法律上の責任を負っており、特に安全衛生法の執行を任務としている。HSE の職員は約 4,500 人にのぼり、監督官、政策顧問、技術者、科学・医学専門家なども含まれている。それらの人々を総称して HSE と呼ばれている。

HSE の監督官には、建設現場などの事業所への臨検の権限が与えられており、事前

通告なしに現場へ入ることができる。臨検する目的や権限は労働安全衛生法に規定されており、特に理由がある場合に臨検が行われ、たとえば、重大な労働災害が発生したときや、タワークレーンなどを見に行くときである。ただし、人数が少ないため、頻度はそれほど多くないようである（死亡災害は絶対に来るようである）＊。監督官には警察と同等の権利が与えられており、臨検の結果、

深刻な違反があるとき prohibition notice (禁止通知書、工事を停止する)

深刻でない違反のとき improvement notice(改善通知書)

を出す。その後、現場では improvement report(改善報告書)を提出する。通常、2～3週間以内での提出が要求される。提出方法は、e-mail の場合もあれば、郵送の場合もある。報告書を出した後は、いつも検査に来るといえるが、来ない時もあるようである＊。

これらは、イギリス全土を管轄する機関であるが、地方の機関として、

EHO (Environmental Health Office)

があり、事務所の安全衛生のほか、近隣の騒音、ほこりなどが地域に影響を及ぼすかなど、現場周辺の環境問題を管轄する。建設現場では、周辺地域への環境配慮から、HSE の監督官より EHO の担当者の方が現場に来る頻度が多いようである＊。

3) 安全衛生管理体制

① 事業者の責任・役割

事業者や労働者の一般的な責務については、労働安全衛生法に規定されているが、発注者・設計者・元請・下請・労働者の具体的役割と責任については Construction (Design and Management) Regulations 2007 (CDM Regulation)により明確化されている。同規則によると、発注者の計画段階から全てを統括する CDM コーディネーターを、30 日以上工事または労働者 500 人／日以上に置く必要がある。CDM コーディネーターは発注者にいる場合もあるが、そのような専門家がいない場合（銀行建設など）は、発注者が選任した人となる。CDM Regulation による各者の義務の概要については表 3 に示す。

表 3 CDM Regulation による各者の義務の概要

	全ての建設工事	CDM コーディネーターを必要とする建設工事における、左記に加えた義務
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任した全ての設計者・請負者の能力と資源のチェック ・設計者・請負者に事前に建設情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・CDM コーディネーターと元請の選任 ・CDM コーディネーターに安全衛生に関する書類を提供
CDM コーディネーター		<ul style="list-style-type: none"> ・発注者にそれ自身の義務をアドバイス ・HSE にプロジェクトの概要を提出 (Form F10 による) ・設計者・元請などと連携し、プロジェクトの安全衛生をコーディネート

設計者	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードの除去とリスクの低減 ・残存リスクの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が義務を知っているか、CDM コーディネーターが選任されているかチェック ・どんな情報が安全衛生の書類に必要な情報提供
元請		<ul style="list-style-type: none"> ・下請と連絡して、各建設段階の計画・管理・監視 ・全ての選任者の能力チェック ・労働者の教育と協議 ・CDM コーディネーターに進行中の設計に関し連絡 ・現場の安全管理
請負者（下請）	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と労働者の仕事の計画・管理・監視 ・選任者と労働者の能力チェック ・被雇用者の教育と労働者へ情報提供 ・労働安全衛生に関する規則の遵守 ・労働者のための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が義務を知っているか、CDM コーディネーターが選任されているか、工事開始前に HSE にしらせているかチェック ・元請と計画・管理などについて協力 ・元請に報告義務のある災害・疾病などの報告
労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の能力のチェック ・同僚の労働者らと安全衛生が守られるよう協力 ・明らかなリスクの報告 	

CDM コーディネーターが HSE に報告する From F10 は、日本の計画届けのような詳細な設計図面を記載するものではなく、発注者、CDM コーディネーター、元請の氏名住所、現場の場所、工事期間、人数、工事の概要などを記載するのみである。また、CDM Regulation によると、すべての企業に（下請も）安全担当が必要である。能力のある人を選任する義務がある。安全担当者に特に資格はないが、IOSH（Institute of Occupational Safety and Health）のメンバーになることが多い。ただし、それは絶対ではなく、トレーニングを受けた人を選任すればよいようである*。



写真1 労働者のための食事を作る厨房、CDM Regulation では労働者への福利厚生義務も規定されている

②労災保険制度

建設工事に関連して、主に次のような民間保険がある。Employer liability insurance は法律で加入義務があるが、日本とは異なり公的保険ではない。

Public liability insurance

現場の外の人（通行人、車、など第三者）などをカバー

Employer liability insurance

現場労働者のための労災保険、法律で加入義務があり、日本の労災保険に相当する

Professional indemnity insurance

設計ミスなどをカバー

日本の労災保険に相当する Employer liability insurance について、

保険契約者

元請、下請にかかわらず、労働者を雇用している会社

被保険者

労働者

保険料負担

元請、下請にかかわらず、労働者を雇用している会社

となるようである※。

HSE に報告義務のある労働災害は、主に死亡災害、指以外の骨折、休業 4 日以上の災害などであるが、その他詳細については、Reporting of Injuries, Diseases and Dangerous Occurrences Regulations 1995 (RIDDOR) に規定されている。

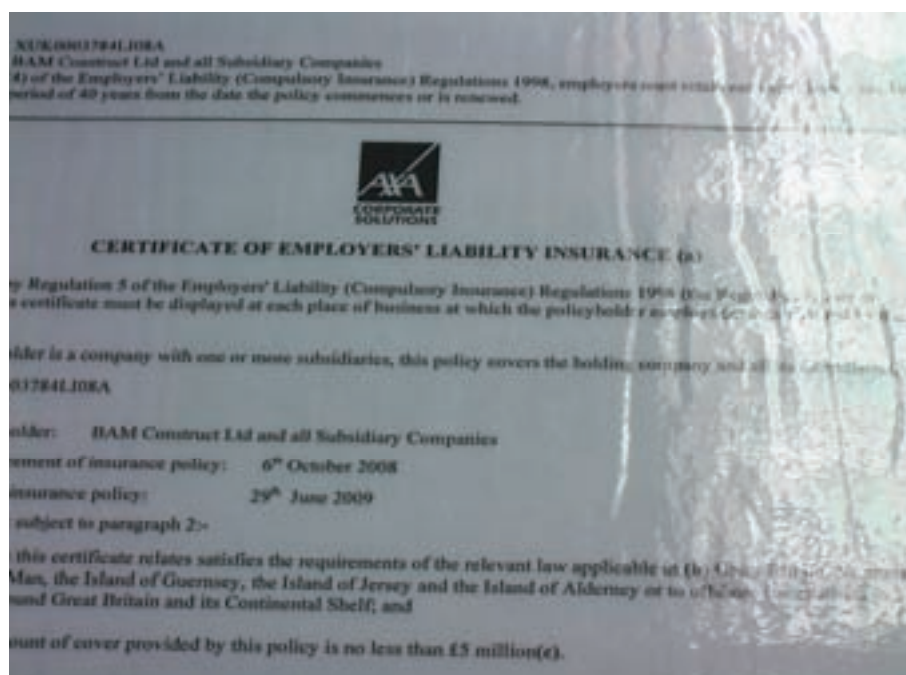


写真 2 現地調査した現場における Employer liability insurance の証明

文章中の※印は、現地建設現場におけるインタビューで入手した情報であることを示す。

(3) ドイツ

1) 安全衛生に関する基本的枠組

ドイツは、EU加盟国の中で代表的な存在である。EUは、欧州統一市場における物質・役務・資本・労働の移動に対する全ての障壁を撤廃することを支援するため、指令(Directives)・規則(Regulations)・決定(Decisions)などの法律文書を発行しており、安全衛生管理体制に関連する文書も同委員会にて採択されている。その基本となる法律文書がEU指令(89/391/EEC)である。この指令は、EU区域市場における加盟各国の安全衛生水準の相違が大きいこと、そしてこれが安全衛生を犠牲にした競争を引き起こす可能性に着目し、EU区域市場の安全衛生水準の底上げを期待したものである。また、建設現場の安全衛生に関しては、EU指令(92/57/EEC)が採択されている。この指令では、“建設計画のずさんさ”や“企業体間の調整不足”に起因する労働災害が多く発生していることに着目し、計画段階を含めた安全衛生調整を行うための仕組みの導入を促すものである。

ところでEU指令とは、加盟国が達成すべき目標を定めたものであり、この指令のみでは法的拘束力はない。しかし加盟各国は、同指令の思想を国内法に採り込む方向で調整が行われてきている。ドイツにおいても例外ではなく、EU指令により示された“ヨーロッパ全体の労働安全衛生に関する最低基準”を国内法として整備するにいたっている。それが1996年に制定された労働者保護法(Arbeitsschutzgesetz : ArbSchG)である。労働者保護法(ArbSchG)は、民間機関と行政機関のすべての活動領域を対象とし、すべての被用者に適用されるものであり、いわば労働者保護に関する基本法といった位置付けにある。

ドイツの安全衛生管理体制に関する重要な法律としては、この労働者保護法(ArbSchG)の他では、労働安全衛生法(Arbeitssicherheitsgesetz : ASiG)や社会法典第七編(Sozialgesetzbuch VII)がある。労働安全衛生法(ASiG)は、産業医制度を立法によって国の制度としたもので、1973年に制定された法律である。労働安全専門家の活用や安全衛生委員会の設置等についての規定を柱とするものである。また社会法典第七編は、労働災害保険制度に関する法律であり、産業別の同業者で構成される労災保険組合が独自に災害防止規程を制定する権限、当該規定の法的取扱い、更には災害発生についての事業者の責任の範囲、等に関する規定が存在する。なお労災保険組合が規定する災害防止規程には、法的拘束力が与えられており、労働者保護法よりも同産業に適合した具体的な労働災害防止措置が規定されている。

ドイツの労働安全衛生管理体制の特徴(日本との違い)としては、公的機関による二元的管理システムが挙げられる。欧州市場における労働安全衛生の枠組みを定めるEU指令(89/391/EEC)では、本指令実施に必要な法的規定(国内法)を遵守させるため、加盟各国に対して管理監督等を通じた必要な対策を講じることを求めている(同指令第4条)。この点ドイツでは、社会法典第七編(Sozialgesetzbuch VII)ならびに労働者保護法(ArbSchG)により、産業別の同業者で構成される労災保険組合(社会法典第7編114条1項別表1および2)に法的権限を与え、これらの組合団体と連邦・州・市町村等の政府系公的機関との

共同作業により、職場における安全衛生の管理監督を行っている。下に示す写真 3 は、市の労働保護・健康管理・安全技術局(Landesamt für Arbeitsschutz, Gesundheitsschutz und technische Sicherheit Berlin) と建設業労災保険組合 (Berufsgenossenschaft der Bauwirtschaft : BG-BAU) が共同で、建設現場の臨検を実施している様子を撮影したものである。このような二元的管理システムを採用しているその背景には、当該産業の同業者団体 (労災保険組合) による自主的取組を促進し、更には政府系機関と連携を図ることによる管理監督機能の強化することが挙げられる。その一方で、権限を一極集中させないシステムの採用には、戦時中のヒトラー政権の独裁政治に対する歴史的教訓があるとも言われている。



写真 3 青い保護帽の女性（労働保護・健康管理・安全技術局の職員）と、赤い服の女性（BAU の職員）による臨検の様子を撮影したものである。ここでは、
①作業場の照明設備の不備（照度不足）
②ローリングタワーの最上段の手すりの不備が指摘され、即時の改善命令が出された。

事業者に対する義務については、EU 指令 (89/391/EEC) では、次のような規定がある。すなわち、労働者の安全と健康を確保する義務 (第 5 条) を明確に定め、その義務を果たすための具体的方法として、安全衛生リスクアセスメントの実施 (第 9 条)、危険防止活動に従事する者の指名 (第 7 条)、労働者への情報提供 (第 10 条)、労働者教育 (第 12 条)、などの措置を求めている (第 6 条)。また建設現場の安全衛生に関する EU 指令 (92/57/EEC) においては、安全衛生調整のための仕組みとして、安全衛生調整者の任命義務ならびに安全衛生計画の策定義務 (第 3 条) 等を定めている。またこれらを受けて、ドイツ国内法では、労働者保護法にて事業者の責務についての各種条文が用意されている。

上記に示す事業者に対する義務を求める条文の内容は、日本の国内法でもその概念が取り入れられてきており、例えば平成 18 年 4 月から施行された日本の国内法 (改正労働安全衛生法) では、事業者のリスクアセスメントの実施が努力義務 (第 28 条の 2) という形で、その内容が取り入れられている。

2) 安全衛生に関する機関

①連邦政府

連邦政府は、労働安全衛生に係わる助言、監督、補償などを行う義務があり、労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales : BMA) や厚生省 (Bundesministerium für Gesundheit : BMG) がそれを担当している。上記の義務を履行するため、連邦政府には、政令制定権 (労働者保護法 18 条 1 項 1 文) が認められている。これを受けて、建設現場の安全衛生に関する政令としては、建設現場令 (Baustellenverordnung : BaustättV) や労働場所に関する政令 (Arbeitsstättenverordnung : ArbStättV)、あるいは労働用具使用令 (Arbeitsmittelbenutzungsverordnung) などが制定されている。また、建設現場令の具体的措置が規定された技術規則としては、建設工事における労働者保護に関する規則 (Regein zum Arbeitsschutz auf Baustellen : RAB) が定められている。

②州・市

州政府および市は、労働安全衛生全般について、幅広い職種の職場を対象とした安全衛生に関わる助言、指導、監視等を行なう義務が、労働者保護法 (21 条 1 項) において定められている。その義務の遂行のため、職場の安全衛生に関する情報・関係文書の提出命令権 (労働者保護法 22 条 1 項 1 文) や、現場への立入り・検査・書類閲覧権 (労働者保護法 22 条 2 項 1 文)、更には災害調査権 (労働者保護法 22 条 2 項 3 文)、改善命令権 (労働者保護法 22 条 3 項 1 文) が与えられている。

③労災保険組合

建設業労災保険組合 (BG-BAU) は、建設業における安全衛生指導や災害発生後の被災者保護を行なっている。同組合は、州政府と連携して労働保護の監督を行う義務 (労働者保護法 21 条 2・3 項) が定められており、それを遂行するための各種権限 (社会法典第 7

編)や、監督、助言を効果的に行うために必要な監督官の設置義務(社会法典第7編18条1項)も定められている。州政府は、あらゆる業種の安全衛生全般を取り扱うのに対し、同組合は建設業に限定した労災防止活動を行う点で特徴があり、より専門性ある指導・助言等の活動が期待されている。そのため、建設現場で生じる労働者の安全・健康に対する危険・有害因子は、BG-BAUの取り扱う主要なテーマであるとのことである*。

同組合に与えられている権限としては、現場への立入り・検査・書類閲覧権(労働者保護法22条2項1文、社会法典第7編19条)がある。臨検は、国家試験に合格しかつ2年間の職業訓練を受けた者が実施する。臨検の実施は、基本的には同組合の地区担当者の裁量に任されており、その内容についても当該担当者が決めているようである。なお、住民から通報や当該現場で働く労働者から通報があった場合も臨検対象となり、臨検の結果、不備が見つかった場合は、助言を行い再臨検も実施することがある。是正措置をとらない場合や反抗的な態度をとった場合は、報告書を作成し、罰金を科すこともあるとのことである*。安全衛生上の問題解決のため、情報・関係文書の提出命令(労働者保護法22条1項1文)や、改善命令権(労働者保護法22条3項1文)が法律により与えられているが、労働者の安全性が確保できない危険な状態だと判断した場合は、即是正命令を出し、改善措置以外の作業は中止される。現場封鎖も行われるが、現場全体ではなく当該危険箇所のみとのことである*。

また同組合は、法的拘束力ある災害防止規則を制定する権限も有している(社会法典第7編15条)。同規程違反に対しては、規程遵守命令を発令し、また過料を命ずる権限(社会法典第7編209条)あるいは過料を徴収する権限(社会法典第7編210条1項)をも有する。さらに災害発生時においては、原因究明等を行うための災害調査権(労働者保護法22条2項3文)も付与されている。

3) 安全衛生管理体制

建設業者に限らず事業者の安全衛生上の責務については、労働者保護法に規定がある。具体的には、基本的責務の遵守(労働者保護法3条)、一般的原則の遵守(労働者保護法4条)、労働条件の評価(労働者保護法5条)、書類閲覧義務(労働者保護法6条)、救急措置および緊急措置(労働者保護法10条)などである。

臨検の結果、何らかの指導・是正命令がなされた場合も、書類提出等の具体的な義務は基本的にはないが、これも検査官(地区担当者)の裁量にまかされている。ただし事業者は、事業場の危険評価の結果や、それをふまえた労働災害防止対策などを示すことのできる証拠書類を作成しておかなければならないことが、同条文にて規定されている。

なお、元請業者・下請業者それぞれの権利・義務を別個に定める規定は、「労働者保護法(ArbSchG)」には見当たらない。また同法18条1項1文を受けて発令されている「建設現場令(BaustellV)」や、その技術規則である「建設工事における労働者保護に関する規則(RAB)」においても、両者の権利義務を区別する特別な規定は見当たらない。関連する

法令としては、“複数の事業者の協力”に関する規定が、労働者保護法 8 条にある程度である（その内容については“各国における元請責任・下請責任について”の節で後述する）。

文章中の※印は、建設業労災保険組合（BG・BAU）の職員へのインタビューで入手した情報であることを示す。

(4) フランス

1) 安全衛生に関する基本的枠組

週 35 時間の法定労働時間や、年 5 週間のバカンスが保障されたフランスは、欧州において労働者の権利が重視された国家の一つである。特に最長 6 カ月間の試用期間終了後の解雇が制度的に至難とされており、そのため即戦力とはいえない若年労働者の雇用に慎重な企業が多く存在する。その結果、若年労働者の失業率が 20%を超えるまでになり、大きな社会問題となっている。特に高度経済成長が終焉し経済的行き詰まり感のある中、急激なグローバル化の展開の中で国際競争力を確保するためには、手厚い社会保障制度の見直しが必要である、とのコンセンサスが形成され始めているともいわれている(松村祥子著「欧米の社会福祉」より)。

EU 加盟国であるフランスは、ドイツと同様、労働安全衛生に関する EU 指令の国内法への取込みがなされている。EU 指令 (89/391/EEC) や EU 指令 (92/57/EEC) は、いずれも労働法 (Code du travail) の中に取り込まれている。前者の内容は 1991 年法改正、後者の内容は 1993 年および 1994 年の法改正によって、同法に取り込まれた。

労働安全衛生に関しては、労働法 (Code du travail) や社会保障法 (Code de la sécurité sociale) に重要な規定がおかれている。前者は、労働安全衛生に関わる政府機関の役割や、建設プロジェクトに関わる者の権利義務、あるいは労働安全衛生を確保するための基本原則等を規定している。後者の社会保障法では、災害発生時における労災補償制度や、災害報告義務を怠った事業者に対する罰則、あるいは民事損害賠償請求権の制限等についての規定がある。

法律で記載された内容は、極めて多岐に渡っており、かつ詳細である。例えば職場の安全衛生に関する労働法の条文では、「設備の責任者: Chef d'établissement」、「建築主: Maitre d'ouvrage」、「施工主: Maitre d'oeuvre」、「下請業者: Entreprises soustraitantes」といった具合に、規制対象となる事業者を細かく分けて権利義務を定めている。隣の国であるドイツの法律 (労働者保護法) では、事業者をこのように細かく分けて規定しておらず、またその権利義務の内容も余り具体的には明記されていない。その意味でドイツとフランスでは法律の規定の仕方に違いがある。

またフランスでは、国会で制定できる法律の範囲は憲法で制限されており、また憲法で定める法律事項であっても、国会の立法を政府に委任することができるため、幅広い範囲についての規制が、首相および大統領の制定するデクレ (首相令、大統領令: Decret) によりなされている。更にデクレの下位の法令・規則として、行政府が制定するアレテ (省令: Arrêté) がある。そのため、法律事項の詳細は、政令 (デクレ・アレテ) を調べる必要がある。ただし、法律には L、デクレには D、アレテには R が条文番号の頭についており、また政令 (デクレ・アレテ) の条文番号が法律と同一番号であるため、対応する政令は見つけやすい。

政府機関としては、労働・社会関係・家族・連帯・都市省 (Ministre du Travail, des

Relations sociales, de la Famille, de la Solidarité et de la Ville) が重要な地位を占めている。同機関に所属する労働監督官(Inspecteur du travail)により、現場の臨検等が行われている。なお、各企業の施設責任者は、安全衛生・労働条件委員会 (Comité d'hygiene, de sécurité et des conditions de travail : CHSCT) の議事録を労働監督官に送付することが義務付けられている。そのため労働監督官は、その議事録の内容などから問題がありそうな企業や、労働災害を実際に起こした企業を対象として、臨検を実施している。上記機関の他には、フランスの社会保障を運営する全国社会保険金庫 (Caisse nationale d'assurance maladie des travailleurs salariés : CNAMTS) がある。その下部組織である地方社会保険金庫 (Caisse régionales d'assurance maladie : CRAM) の建設物・公共事業地方技術委員会(Comité technique régional bâtiment et travaux publics : CTRB)に所属する安全サービス担当指導員(Controleur du service prevention)によって、安全衛生に関する指導も行われている。また建設分野に特化した独立諮問機関として、建設・公共事業事故予防専門機構 (Organisme Professionnel de Prévention du Bâtiment et des Travaux Publics : OPPBTP) がある。同組織は、法・規制制定に関する権力は一切もたず、あくまで民間企業にアドバイスを与える立場にあるが、アポイントなしで現場へ立ち入る権限を有している。

ところで先に出てきた安全衛生・労働条件委員会 (CHSCT) であるが、この委員会は、労使双方で構成される職場の安全衛生・労働条件の適正化を目的とした内部委員会である。しかし、その委員会の議事内容は、開催前に労働監督官へ通知しなければならず、またその通知を受けた監督官は、同委員会に出席することができる。その監督官の活動を通じて安全衛生上の問題・危険性があると判断した場合、労働監督官は、県の労働・雇用局長に報告することになっている。この場合、同局長は、直ちに状況改善に役立つあらゆる措置を講じる。このように、フランスにおいて安全衛生・労働条件委員会 (CHSCT) は、大きな役割を担っており、職場の安全衛生確保のための中核機関としての役割を果たしている。

2) 安全衛生に関する機関

①政府系機関

政府系機関の中では、労働監督官 (Inspecteur du travail) が現場において大きな役割を担っている。労働監督官は、安全衛生・労働条件委員会から議事内容の連絡を受け、同委員会に出席することが可能である (L236-7)。また議事録の内容等から問題のありそうな現場へ臨検を行っている (L236-7)。安全確保のための具体的手段の一つとして、労働監督官は、施設責任者 (事業者等) に対して、認可機関に労働設備が適切であるかを検査するよう要請することが可能である (L233-5-2)。また、重大で差し迫った危険の原因が職場に存在しているのに、労働者が労働状況から撤退しなかったことを確認した場合は、当該労働者をこの状況から直ちに引き離すことを目的とした、あらゆる有用な措置を講ずることが可能である (L231-12)。重大な違反を繰り返している企業に対する監督業務も、労働監督

官の任務である。その遂行のため、是正措置を確実にを行うために必要な期間、同企業の施設の全面的または部分的閉鎖を命じる権限を有している（L263-3-1）。

労働雇用局（*departmental du travail et de l'emploi*）の局長（*le directeur*）は、労働監督官の報告を受けて、改善に役立つあらゆる措置を、直ちに施設責任者（事業者等）に対して命じる権限が与えられている。なお同局長命令は、その改善期間を定めて発令されるが、期限到来時に危険な状態が改善されていない事実を確認した場合は、施設責任者（事業者等）には刑事責任に課せられることが法的に定められている（L230-5、L231-5）。

司法当局も職場の安全衛生に関与する場合がある。例えば、労働監督官による急速審理担当裁判官への提訴（L263-1）がなされた場合、急速審理担当裁判官は、労働安全衛生の正常な状態を回復するため、あらゆる措置を取る義務を企業に命じなければならない。そしてその目的達成のため、実施計画の提出や、最長で 5 年にわたる違反状態解消のための計画実行を強制する権限を有している（L263-3-1）。また同裁判官は、この他、作業場や工事現場の一時的な閉鎖を命じることができ、またこの決定に罰金を課すことも可能である（L263-1）。

②安全衛生・労働条件委員会

安全衛生・労働条件委員会とは、労使双方の代表者で構成される内部委員会であるが、同委員会は、職場の安全衛生の確保に関して重要な役割を果たしている。同委員会の目的は、所属施設の労働者および外部企業により使用される労働者について、その健康や安全の保護および労働条件の改善に寄与することであり、具体的には、職業上のリスクの分析や労働条件の分析、更には労働災害や職業病ないし職業に関連した疾病についての調査を実施する（L236-2）。また同委員会は、生命・身体に重大かつ差し迫った危険が職場に存在するとの主張が労働者からあった場合には、そこから撤退した労働者とその事業者との話し合いの仲介役を担っている。具体的な措置の一つとして、両者に意見の相違がある場合は、24 時間以内に会合を開催する（L231-9）。

このような同委員会の機能を担保・強化するため、様々な仕組みが法律に組み込まれている。第一に同委員会の組織は、施設責任者（またはその代理人）と職員の代表との労使双方で構成されるが、職員の代表の選出のために開かれた会合の議事録については、これを労働監督官に送付することが義務づけられている（L236-5）。これにより一定の代表選出に係る公平性が担保されている。また同委員会は、施設責任者（またはその代理人）が主宰するものの、書記は職員の代表者が務める。書記は議長とともに各回の会合の議事内容を定める権限を有している（L236-5）ため、職員の代表は、同委員会の活動内容に大きく関与することが可能である。議事内容については、会合開催前に労働監督官へ通知しなければならず、またその通知を受けた監督官は、同委員会に出席することが可能であるため、これによっても同委員会の機能が担保されている。

これらに加えて同委員会は、施設の責任者から、その任務遂行のために必要な情報等を受け取ることが可能である（L236-3）。これらの情報をもとに、同委員会は事業者に対して

労働安全上の予防事業を提案できるが、事業者がこれを拒否する場合は、その決定の理由を明確にしなければならない（L236-2）とされている。

3) 安全衛生管理体制

①建築主

一定規模以上の工事では、その開始に先立って、労働安全衛生に関して権限を有する行政当局、職業機関、社会保障諸機関に対し、各種の申告書を提出する義務がある（L235-2）。またその申告書の本文は、工事現場に掲示することも義務つけられている。また安全衛生にかかわる調整を行うため、コーディネーターを指名（L235-4）し、安全と健康の保護にかかわるコーディネーションの総合計画を策定させる（L235-6）。さらに下請業者の数が一定規模以上となる場合などでは、多数の作業の相互干渉から生ずるリスクを予防するため、安全・健康・労働条件に関わる企業間調整委員会を組織する（L235-11）。同委員会は、「コーディネーター」「建築主の指名した施工主」「労働者」で構成され、コーディネーターの提案に基づいて、当該工事現場に適用される安全・健康保護に関する共通のルールを定めるほか、そのルールが有効に実施されているか確認を行なっている（L235-13）。

②コーディネーター

前節でも述べたように、建築主に指名されたコーディネーターは、建設プロジェクトの設計・調査・施工中というすべての段階において、当該工事に関わる業者間の調整を行うとともに、安全と健康保護のための総合計画の策定、あるいは当該工事現場における共通ルールの素案の提案を行うことを通じて、災害予防のために必要な措置を実効する責務を担っている（L235-1等）。

③施設責任者（事業者等）

施設責任者には、労働環境のリスク評価、労働者の適正配置、災害予防計画の策定などを通じて、安全を確保し健康を保全するために必要な諸措置を取ること、すなわち安全衛生マネジメントの実施が法律上求められている（L230-2、L231-9、L233-5-1等）と考えられる。

4) 備考

フランス労働法は、2009年1月に大幅な改正が行われ、これにより“章の構成”や“条文番号”が一新された。そこで今回の法改正の主旨・内容につき、労働・社会関係・家族・連帯・都市省の職員に問い合わせをしたところ、主な目的は、条文の番号付けを新しくすることにあり、若干の改正はあったものの、内容としては抜本的なものではないとのことであった（なお、従来は3桁であったが、今回の改正で4桁の条文番号となっている）。ただ細かな面で見れば、同法で規定する安全衛生管理体制に関しても、変更が行われている。それを示す例として、例えばL230が挙げられる。同条文は“施設責任者”に対して一般的・

災害予防原則を義務付けるものであったが、新法ではその主体が“事業者”に変更されている。これらの細かな変更とその趣旨などについては、十分な把握ができておらず、今回の報告には盛り込まれていない。そのため、その意味で本文中に記載した条文番号は、すべて旧法の番号になっている。なお旧法と新法の条文番号の対応関係については、最後に示す参考文献等で調べることが可能である。

(5) アメリカ

1) 安全衛生に関する基本的枠組

アメリカの労働安全衛生の中心となるのは、1970年に制定された労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act of 1970）と、それに伴い設置された労働安全衛生庁、OSHA（Occupational Safety and Health Administration）である。

1970年まで、アメリカでは職場の安全や健康を守る包括的な規定は存在していなかった。当時は以下の状況であった。

- ・ 仕事に関連した災害で、14,000人以上の労働者が死亡
- ・ 250万人近い労働者が職場での災害や傷害で障害を負っていた
- ・ ストライキによる損失労働日数の10倍が、労働災害で失われていた
- ・ 推定30万件の新しい職業性疾病が発生

また、生産性や賃金、医療出費、障害補償による損失は、国の経済に莫大な損害を与え、人的損失にいたっては計算できないほどであった。

このような状況から、1970年、ハリソン A. ウィリアム Jr. 上院議員ならびにウィリアム A. シュタイガー下院議員が中心となり、連邦議会は、「アメリカ国内で働くすべての男女に、安全で健康な職場を提供し、人的資源を守ることを保証する」労働安全衛生法を可決した。1970年12月29日、リチャード M ニクソン大統領の署名によって成立したこの法律により、労働者の安全と健康を守る OSHA が設置されたものである。

OSHA の監督官には、臨検などについて日本と同じように警察と同等の権限が与えられている。

2) 安全衛生に関する機関

安全衛生に関する機関は、前述した労働安全衛生庁、OSHA である。OSHA はアメリカ労働省の一機関である。

安全衛生プログラムは、連邦政府機関の OSHA が直接行う場合もあるが、各州が独自に労働安全衛生計画を策定し運営することもある。すべての州計画は、OSHA によって認可され、監視される。代表的なものには、カリフォルニア州の Cal/OSHA による計画がある。州計画に基づく安全衛生基準は、OSHA の基準と同等、あるいはそれ以上の効果を持つものでなければならず、連邦政府の基準と足並みがそろっていなければならない。また、各州は、連邦政府の基準とは異なる独自の基準を持つことも可能である。

その他に、労働安全衛生の関係団体としては、代表的なものとして全米安全評議会（National Safety Council, NSC）がある。NSC は、職場の安全のみならず、全米民の安全・衛生・環境面での福利厚生を向上させることを専門とした非営利、非政府の国際公益団体である。

3) 安全衛生管理体制

現地建設会社勤務の技術者による情報によると、以下のとおりである。

日本ほど元請まかせの統括安全管理ではない。原則として、個々の下請も安全管理者（小さいところは現場監督と兼任が多い）を置かなくてはならない。安全管理者になるための必須の資格はない。会社全体の安全責任者が定期的に、個々の現場を見回って安全確認する必要がある。

安全経費については、民間工事・公共工事とも、発注仕様書内に記載された安全経費について、工事請負者が提出する見積もりの中に含める。

労災保険については、民間の保険会社により行われ、被保険者は各労働者となる。保険契約者および保険料負担者は、各工事の契約内容によって異なる。労働者を直接する雇用者（下請）の場合もあれば、元請または発注者が一括して契約する場合も有る。

2. 各国における元請責任・下請責任について

(1) 日本

1) 行政責任

元方事業者の関係請負人およびその労働者に対する指導、指示義務などに関する定めが、安衛法 29 条および 29 条の 2 にある。また、特定元方事業者、請負人などが講ずべき措置に関する定めが、安衛法 30 条および 32 条にある。

イ 元方事業者の講ずべき措置等

下請業者は、元請業者の事業場内において、設備の修理、原材料や製品の梱包・運搬など比較的危険・有害性の高い作業を分担することが多く、更に、その作業場所が元請業者の事業場内であることから、その自主的な努力のみでは、十分な災害防止ができない面がある。そこで、安衛法 29 条において、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に関係請負人およびその労働者に対し、指導、指示義務を負わせることとしたもの。

建設業に属する事業の仕事の内、特に危険性の高い場所において行われる作業では、当該場所における危険防止措置を講ずべき義務者は、当該作業を行う労働者を直接使用する事業者である関係請負人である。しかし、実際にはこれら関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置を自ら適切に講ずることが困難なことから労働災害が発生している例が多く、元方事業者は一般にこれらの指導などを行いうる立場にあることから、安衛法 29 条の 2 において、当該関係請負人に対し、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないとしたものである。

ロ 特定元方事業者等の講ずべき措置

特定元方事業者は、その労働者および関係請負人の労働者が同一の場所で混在して作業を行うことにより、相互に連絡調整が不十分であったことなどを原因として生ずる労働災害を防止するため、次の措置を講じなければならないとしたもの。

- a すべての関係請負人が参加する協議組織の設置およびその定期的な開催
- b 作業間の連絡および調整
- c 毎作業日に少なくとも一回の作業場所の巡視
- d 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導
- e 仕事の工程、当該作業場所における主要な機械等、仮設物の配置等に関する計画の作成
- f 車両系建設機械を用いる作業に関する指導
- g つり上げ荷重 3 トン以上の移動式クレーンを用いる作業に関する指導
- h 関係請負人が新たに就労する労働者に現場の状況などについて周知を図る場合に、必要な場所、資料の提供などの援助

- i クレーンなどの運転についての合図の統一
- j 災害現場などの標識の統一など
- k 有機溶剤などの容器の集積箇所の統一
- l 警報の統一
- m 避難などの訓練の実施方法などの統一

ハ 請負人の講ずべき措置等

安全管理措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、対応的に必要な措置を講じる必要がある。それらの措置には、次のようなものがある。

- a 協議組織が設置された場合に、それに参加すること
- b 労働者の救護に関する訓練に協力しなければならないこと
- c 注文者から貸与を受けた建設物などに、労働災害防止のための必要な措置が講じられていないことを知った場合に、速やかにその旨を当該注文者に申し出ること

2) 刑事責任

(罰則)

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者を選任しなかった場合、または、その者が行うべき業務をさせなかった場合、事業者は 50 万円以下の罰金が科される(安衛法 120 条 1 項)。作業主任者を選任しなかった場合、または、その者が行うべき業務をさせなかった場合、事業者は 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される(安衛法 119 条 1 項)。また、これらの場合、直接の違反者を罰するほか、その事業の法人に対しても罰金が科される(安衛法 122 条(両罰規定))。

特定元方事業者が労働災害を防止するために講じなければいけない措置をしなかった場合、特定元方事業者は 50 万円以下の罰金が科される(安衛法 120 条 1 項)。元方事業者などが救護に関する事前の措置について講じなかった場合、事業者は 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される(安衛法 119 条 1 項)。特定元方事業者などの義務に対応して、これらの義務者以外の請負人に対しても、講ずべき措置がある。この措置をしなかった場合、請負人は 50 万円以下の罰金が科される(安衛法 120 条 1 項)。

3) その他

建設業において、数次の請負によって行われている場合の労災保険関係、災害補償については、原則として下請事業を元請事業に一括して、元請負人を使用者とみなす(労働基準法第 87 条(請負事業に関する例外)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 8 条(請負事業の一括))。

(2) イギリス

イギリスも日本と同じように元請・下請の関係が存在する。イギリスでは、ゼネコン一括発注が主流である。下請施工比率に関する統計はないが、日本並みに 70%程度との見方もある。それでも、大手建設会社は、日本とは異なり、現場労働者を抱えており、この現場労働者の数は増加する傾向にある（財団法人建設経済研究所調べ）。

以下に、イギリスにおける各種責任を、現地の現場調査、および HSL、Health and Safety Laboratory（イギリス安全衛生研究所）での調査に基づき述べる。

1) 行政責任

イギリスの HSE による行政処分は、会社全体に影響がある災害が発生した場合は、改善するまで全ての工事停止もある。大体はその現場のみである。足場など部分的に工事を止める場合もあるが、現場全体に影響を及ぼすときは全体を止める。HSE の指示を、HSE が改善したとわかったときまで停止する。1～2 日の場合もあるが、死亡災害、タワークレーンの倒壊は長い。HSE の判断で短い期間で災害が頻繁にあり、クレーンが安全に動くまで工事を止めたことが最近あったとのことである。災害を起こした現場の責任者は、その仕事を 5 年でできなくなる場合もあるが、永久にできなくなる場合もある。アスベスト工事は資格が要るが、HSE がライセンスを剥奪する場合もある。このように、影響の度合いにより、軽い処分から非常に重い処分が下される場合もあるようである。

公共工事は、災害発生率が高いと指名停止の場合がある。ただし、日本のように災害発生後すぐ指名停止などの処分はない。原因究明し、責任の所在（元請か下請か労働者などか）がわからない段階での処分はない。

2) 刑事責任

重大な労働災害が発生した場合には、HSE が訴追者になって裁判所で裁かれることになる。特に労働者が亡くなったときには、coroner's inquiry（死因審査会）で災害の原因分析（責任の所在は問われない。あくまで科学的な内容）が問われる。coroner's inquiry には、12 人の陪審員がいる。Coroner's inquiry の結果を踏まえて、起訴されるかどうかが決定的される。建設現場での 4 者（発注者、元請、下請、労働者）での災害に対する責任の所在については、発注者が取ることはあまりない。それは、発注者は技術がない（だからこそ元請に発注する）ためである。基本的に、包括的にコントロールをしている人を見ていくようである。もし、労働者が定められた安全対策を守らない結果災害を起こした場合には、災害の性格にもよる。労働者が責任を負う場合もあるし、適切な訓練を受けていなかった、という原因分析になれば労働者の責任ではない。また、法令に従わないような無理な要求があった場合などは、労働者の責任とはならない。有罪判決に伴う罰金には HSE（または原因調査を行った HSL）がかかった費用も含めて請求される。

実際には、元請の方がほとんどの場合下請よりも監督責任が重い、ケースバイケース

である。基本的には裁判所が責任割合を決める。具体的な元請下請などの責任範囲は、CDM Regulationなどに定められているが、あいまいな部分も多いようである。たとえば、プロジェクトのどの段階でおきたかが材料になる。発注者は安全のための十分な資金を提供したか、設計者は設計が適切かどうか、などが判断材料になる。労働者は支給された安全靴、ビジブル（蛍光色の視認性のよいベスト）などを使っているかなど、法律を守らない場合は裁かれる場合もある。また、現場にいない本社の人がかれる場合もある。最高刑は2年間の禁固刑または20000ポンドの罰金で、両方の場合もある。



写真4 右の労働者はハーネス着用しているが使用していない。この状況で災害が起きた場合、ただ単にハーネスを使用しなかったことが罪となるのではなく、会社が安全のため提供したのに、そのハーネスを使用しなかったことが労働者の罪となる。

なお、最近法律が変わり、法人殺人罪が適用されることになり、普通の殺人と同じ罪が問われる場合もあるようである（さらに、高額な罰金もある）。会社に重大な過失がある場合（現場を安全にしなかった、監督不行き届き等）は、罰則に制限がない。ただし、これが施行されてから、ほとんど適用事例はないようである。

3) 民事責任

一般の人に原因がある災害の場合は民事訴訟で、災害の当事者同士で話し合うことになる（お互いの保険会社同士）。民事訴訟では生涯賃金を査定して支払う。その他、医療費もかかるため1000万ポンドもありうる。ただし、基本的には保険でカバーされるようである。

また、イギリス労働安全衛生法には、民事上の責任に関する規定もある。

(3) ドイツ

ドイツも日本と同じように元請・下請の関係が存在するが、その状況は公共工事と民間工事で性質を異にしている。ドイツにおいて公共工事では、分離発注が原則であるが、民間工事についてはゼネコン一括発注の方が多いようである。下請施工比率は全体で30% (1996年) であり、近年上昇傾向にある。民間工事では、元請ゼネコンは施工管理が中心で、施工自体は下請に委ねる方向に向かっているとのレポートがある (財団法人建設経済研究所調べ)。

1) 行政責任

労働者保護法において、事業者 (元請・下請) 責任に関する規定は、第2章に存在する。第2章では、全12条 (3条~14条) に渡って事業者の義務が定められているが、元請や下請といった固有名詞はでてこない。但し本章第8条において「複数の事業者の協力」と題する条文が規定されている。具体的な内容は以下の通りである。

- ① 複数の事業者の労働者が、一つの職場で勤務する場合には、事業者らは、安全衛生対策規定を遂行するにあたって協力する義務を負う。
- ② 労働者の安全衛生対策にとって必要な限り、事業者らは、職業活動別の労働に関係のある安全衛生上の危険に関する情報を相互に共有し、また労働者に伝えること。
- ③ 事業者らは、その危険を防止する対策の調整を図ること。
- ④ 事業者は、自分の企業内で働く他の事業者の労働者が、勤務中の安全衛生に対する危険に関して、適切な指示を受けていることを確認しなければならない。

上記の記載内容では、元請と下請の相互協力義務は読み取れるが、両者の明確な責任の違いを読み取ることは、難しいようにも思われる。

なお同法25条には法違反に対して過料を課す規定が存在する。しかし第8条違反については、25条の対象とはなっていない。そのため、一定の協力義務はあるものの、その義務違反に対する責任については不明である。

また BAU 職員のインタビューによると、事故・労働災害が発生した場合において、「公共工事への入札参加」が禁止されるような行政処分はなく、入札参加が制限されるのは、税金・保険料が未納な場合のみであるとのことである。そのため、法人としての活動自体が禁止されることもなく、法人格が剥奪されることもないとのことである。

2) 刑事責任

労働者保護法26条では、禁固刑、罰金刑が用意されている。禁固刑の対象は、事業者および安全責任者であり、労働安全衛生確保のための法規命令 (同法18条に基づき連邦政府が制定するもの) や監督官による各種命令 (同法22条) に対し、頻繁に違反する者、あるいは故意をもって違反した者に適用される。

3) 民事責任

労災保険から病院費用、リハビリ、年金等のケアがなされるため、労働災害に起因する

民事訴訟は基本的にはないとのことである。なお、西ドイツ時代から、通勤災害または故意ある場合を除き、労働災害に起因する事業者への被災者、遺族の損害賠償請求権は排除されていた（ライヒ保険法 636 条）。現在の法令においては、このような責任を制限する規定が社会法典第 7 編 104 条～110 条に規定されている。

また下請会社の過失で労働災害が発生した場合、元請会社の労災保険料が引き上げられることがあるとのことである。ただしこういった場合は、実際に災害を起こした者に責任を取らせるよう、今後は方向性を変えていきたいとのことであった（BAU 職員談）。

(4) フランス

フランスも日本と同じように元請・下請の関係が存在するものの、その状況は日本と大きく異なる。すなわちフランスは、公共工事、民間工事とも、分離発注が主流である。このため、下請施工比率は15.9%（1998年）と極めて低い。工事の重要部分は、元請が自ら施工する。大規模な公共工事でも、元請の自社施工比率は50%以上である。公共契約法典の改正案は、基本的に、分離発注の奨励、中小業者保護の見地に立つものである。（財団法人建設経済研究所調べ）。

1) 行政責任

災害発生の有無にかかわらず、重大な違反が繰り返されている企業に対しては、実施を確実にを行うために必要な期間、工事現場・施設等の全面的または部分的閉鎖が命じられることもある（L263-3-1）。また労働安全衛生を正常な状態へ回復させるため、その目的達成のための実施計画を作成し、それを提出する義務が求められることもありうる（L263-1）。

2) 刑事責任

職員の健康に必要な衛生と環境の維持（L230-2、L232-1）、や安全の未遵守から生ずる危険（L233-1）に対して、県の労働・雇用局長から改善命令が発令されたにもかかわらず、指定された期限内に危険除去が完了しなかった場合は、刑事処罰が加えられる（L230-5）。この刑事処罰は、災害が発生していない現場においても適用される。具体的には罰金、事業者に対する禁固刑（最高5年）である。また、個人的過失でデクレ・アン・コンセイユ・デタに違反した場合は、罰金に処せられるが、罰金額は違反行為に関わった企業の労働者の人数分が課せられる（L263-2）。このほか、安全衛生・労働条件委員会の構成や正常な運営に対して妨害を加えたか加えようとした者や、L263-3-1にいう重大な違反が繰り返されている企業が計画書を提出しない場合、あるいは計画実施に必要な諸措置を取らなかった場合にも刑罰が課せられる。

フランス特有の刑事処罰としては、有罪判決の公表が挙げられる。具体的には有罪判決が宣告される場合は、裁判所は違反企業の店舗・工場または作業場の門に判決文を掲示する。また有罪判決文は、裁判所の指定する新聞紙上にこれを公表され、これらの費用は、違反企業の負担になる（L263-6）。

3) 民事責任

下請会社（元請から間接的に注文を受けた者）の過失で労働災害が発生した場合、元請会社（発注者から直接注文を受けた者）の労災保険料が引き上げられることは、常にあるとのことである。労働災害が発生するたびに保険料が引き上げられる仕組みとなっている。その理由としては、下請業者の選定を行ったのが元請業者であること、すなわち元請業者の経営者責任と見なされるのである（OPPBTTP 職員談）。また労働災害および職業病を理由とする民法上の損害賠償請求権については、原則として禁じられており、使用者側に”故意”または”許しがたい過失”ある場合のみ認められるに過ぎない。なおここで言う、許

しがたい過失とは、単なる重過失ではなく、例外的に重大な過失であって、意図的要素を欠くことにより故意と区別されるものとされる。またその認定には、災害の決定的原因が当該過失であったことも、その条件とされている。ただし使用者と被災労働者は、この許しがたい過失の存否、あるいは当該過失の存在によって得られる損害賠償額につき、示談することができる。また示談不調の場合は、社会保障裁判所に提訴しうる、とされている（保原喜志夫著「フランスの労災補償」より）。

4) その他

フランスの会社経営者は、極めて広範囲に渡り、責任を負う義務がある。その責任の及ぶ範囲の広さについて、OPPBTP 職員は、インタビューにて次のように回答している。

ある企業がカリブ海のある地方での建設業務を受注し、従業員を派遣したとする。その従業員がホテル内のプールで勤務時間以外に災害にあった場合、これは経営者の責任となる。一方、従業員が勤務時間外にホテルを出てビーチに行った際に災害にあった場合は、経営者の責任とならない。論理的には、「拘束時間外でも指定したホテルに滞在している限り、経営者が従業員に対して全責任を負わなければならない」ということのようなのである。

(5) アメリカ

アメリカも日本と同じように元請・下請の関係が存在し、数次の請負関係もある。また、元請責任・下請責任に関する法律上の定めはなく、契約によるようである。

以下に、アメリカの各種責任を、現地建設会社勤務の技術者からの情報に基づき述べる。

1) 行政責任

重大災害の原因が（コストの理由などで）故意に見過ごされていたと判断されれば、ライセンスの剥奪や指名停止の可能性もある。

死亡災害を発生させた後、即、指名停止になることは無い。災害原因の追求と責任の所在（元請か下請か）の明確化が第一である。

2) 刑事責任

災害原因の発生元に制裁が課される。元請か下請かは関係ない。ただ、下請に制裁が課された場合、元請の監督責任が問われて、元請にも軽い制裁が課せられる場合もある。

OSHA の制裁は非常に細かく、罰金の金額なども細かく規定されている。以下のサイトに各規則などが掲載されており参考になる。

http://www.osha.gov/pls/oshaweb/searchresults.relevance?p_text=citation&p_title=&p_osha_filter=STANDARDS&p_status=CURRENT&p_logger=1

億円単位の罰金が課されることもあるようである。以下に、最近の高額罰金の事例を ENR (Engineering News-Record, McGraw Hill Construction)の記事より抜粋する。

①ENR、2008年2月25日、3月3日号

2007年夏に発生した、グラウンドゼロでの解体工事における火災で消防士二人がなくなった災害に対して、OSHAは44の法違反により元請と下請の二社に対して、総額464,500ドル（約4,600万円の罰金を告知した。

②ENR、2008年6月9日号

2007年末に発生した、建設中の6階建ての駐車場の倒壊による死亡災害に対して、OSHAは7の法違反により建設会社3社に192,800ドル（約1,900万円）の罰金を告知した。

3) 民事責任

民事責任については裁判によって争われる。裁判の結果によっては、数10億円規模の損害賠償を支払う義務が生じる場合もある。

3. 各国における労働災害発生状況

各国における、建設業における労働災害による死亡者数と建設投資額をまとめたものを図4と表4に示す。なお、各国の統計データは、次に示す性質を有している。

<イギリス>

- 国外で発生した災害は含まない。(外国人労働者の国内での災害は含む)
- イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドで生じた従業員についてのデータである。
- 交通災害・職業病・通勤災害は含まない。
- 就業者数については、15歳以上の者

<ドイツ>

- 国内で生じた災害を対象とする。通勤災害は含むが、職業病については含まない。
- 災害件数は” Records of occupational injuries maintained by the accident insurance institutions (BMAS 編集・出版)” を情報源としている。
- BMAS とは、連邦労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung) である。
- なお労災データの収集は、労災保険組合が行なっている。
- その件数は、労災保険の給付が必要と判断された休業4日以上の従業員・自営業者の数である。
- 就業者数は15歳以上の者

<フランス>

- 国外で発生した災害は含まない。通勤災害、職業病も含まない。交通災害も含む。
- 災害統計は” Occupational injury reports submitted to regional sickness insurance funds (CNAMTS 編集・出版)” を情報源としている。
- CNAMTS とは、全国社会保険金庫 (Caisse Nationale de l'Assurance Maladie des Travailleurs Salariés) のことである。
- 建設業の死亡者数：OPPBTP の雑誌情報 (2000年除く)
- 就業者数は16歳以上の者

<アメリカ>

- 国外で発生した災害は含まない。
- 従業員とボランティア労働者を対象とし、自営業者は含まない。また州・連邦政府の活動や家事活動も含まない。通勤災害も含まない。
- 統計は、"Survey of Occupational Injuries and Illnesses" と "Census of Fatal Occupational Injuries compiles data for fatal work injuries" を情報源としている。

○就業者数は16歳以上の者

<日本>

○国内で生じた災害を対象とする。通勤災害や職業病は含まない。自営業者も含まない。

○災害統計は”Reports of fatal occupational injuries submitted to the Industrial Safety Division”を情報源としている。

○就業者数は15歳以上の者

労働者10万人当たりの死亡者数の最も少ない国はイギリスである。そのカウント方法として、イギリスでは交通災害を含めていないことを加味（日本の場合は約15%が自動車による災害である）しても、その死亡者数は非常に少ない。続いてドイツにおいても少なく、この2つの国が他国よりも群を抜いて少ない。日本は、それよりやや多く10人を下回る程度である。アメリカとフランス（2005年を除く）では10人を超えている。

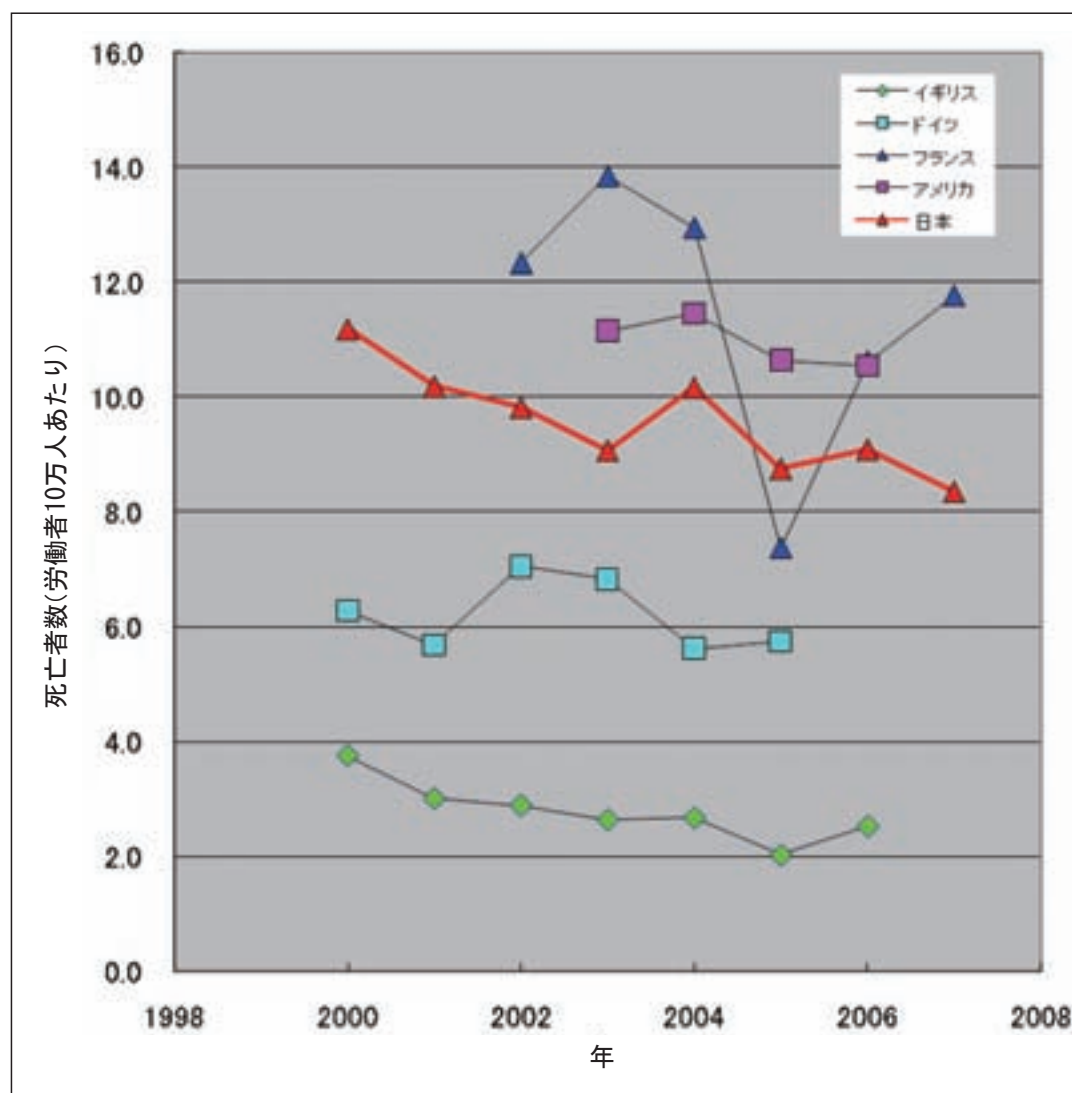


図4 建設業における労働災害による10万人あたりの死亡者数

表4 建設業における労働災害による死亡者数

	年	死亡者数				就業者数	
		全産業 (人)	全産業 労働者 10万人当り	建設業 (人)	建設業 労働者 10万人当り	全産業 (千人)	建設業 (千人)
イギリス	2000	219	0.8	75	3.8	27,793	1,996
	2001	210	0.7	62	3.0	28,225	2,057
	2002	191	0.7	60	2.9	28,415	2,074
	2003	174	0.6	55	2.6	27,821	2,082
	2004	179	0.6	58	2.7	28,008	2,167
	2005	173	0.6	46	2.0	28,665	2,266
	2006	275	1.0	59	2.5	28,926	2,332
	2007	—	—	—	—	29,100	2,388
ドイツ	2000	1,153	3.1	196	6.3	36,640	3,118
	2001	1,107	3.0	165	5.7	36,816	2,904
	2002	1,071	2.9	194	7.1	36,536	2,750
	2003	1,029	2.8	178	6.8	36,172	2,607
	2004	949	2.7	137	5.6	35,659	2,435
	2005	863	2.4	138	5.8	36,566	2,400
	2006	—	—	—	—	37,322	2,446
	2007	—	—	—	—	38,165	2,527
フランス	2000	730	—	191	—	—	—
	2001	730	—	—	—	—	—
	2002	686	—	157	12.3	—	1,272
	2003	661	2.7	181	13.9	24,738	1,306
	2004	626	2.5	172	13.0	24,829	1,328
	2005	474	1.9	103	7.4	25,014	1,397
	2006	537	2.1	158	10.6	25,174	1,487
	2007	—	—	184	11.8	25,628	1,563
アメリカ	2000	5,920	4.4	—	—	135,208	9,433
	2001	5,915	4.4	—	—	135,073	9,581
	2002	5,534	4.1	—	—	136,485	9,669
	2003	5,575	4.0	1,131	11.2	137,736	10,138
	2004	5,764	4.1	1,234	11.5	139,252	10,768
	2005	5,734	4.0	1,192	10.6	141,730	11,197
	2006	5,840	4.0	1,239	10.5	144,427	11,749
	2007	—	—	—	—	146,047	11,856
日本	2000	1,889	2.9	731	11.2	64,460	6,530
	2001	1,790	2.8	644	10.2	64,120	6,320
	2002	1,658	2.6	607	9.8	63,300	6,180
	2003	1,628	2.6	548	9.1	63,160	6,040
	2004	1,620	2.6	594	10.2	63,290	5,840
	2005	1,514	2.4	497	8.8	63,560	5,680
	2006	1,472	2.3	508	9.1	63,820	5,590
	2007	1,357	2.1	461	8.4	64,120	5,520

【第3章】

ま と め

「第1章 安全衛生管理における国際比較の検討に関するアンケート調査結果と分析」について

- ・調査した全ての国において、日本と同様な安全衛生に関する行政組織・法律が存在する。
- ・作業所に対する臨検の実施の有無については、日本と同様にほぼすべての国で実施されている。ただしタイにおいては、原則として臨検を行なっておらず、書類によるやり取りが中心である。
- ・日本と同様、元請責任が大きい国もあるが、直接過失を犯した側の責任とする国もある。
- ・施工計画書等の行政への提出義務が、日本と同様にある国とない国がある。
- ・全ての国で、日本と同様に災害の報告義務があり、災害調査も行われる。
- ・全ての国において労災保険の加入義務がある。また、日本・シンガポールは保険契約者が元請であるが、その他の大部分の国は、労働者を直接雇用している会社が契約者となっているようである。
- ・安全衛生責任者または安全管理者の選任義務については、日本と同様に各国とも何らかの形で義務付けられている。
- ・安全経費は、日本と異なり多くの国で公共工事・民間工事とも見積もりに反映されている。
- ・ほとんどの国において、日本と同様に元請に対する行政処分が予定されているようであるが、アンケート結果を精査すると、元請が受けうる最大の処分・制裁が記載されている場合が多いようである。

「第2章 日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカにおける安全衛生管理体制に関する調査研究レポートおよび比較」について

日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカに関する調査研究の結果に、アンケート調査の結果も加え、安全管理体制、元請責任・下請責任について、各国の特徴的な点を一覧としてまとめる。

1. 安全管理体制について

アンケート調査を行った各国とも、法的に見て、安全管理体制の枠組みに大きな差異は

ない。以下に、日本と異なる特徴的な点、および各国の差異が大きい労災保険と安全経費についてまとめる。

- ・イギリス：法人殺人罪など非常に厳しい処分が下される場合もある。また、リスクアセスメントが義務付けられている。労災保険は民間保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。安全経費は見積もりに反映される。
- ・ドイツ：同業者団体に組織する労災保険組合と連邦政府による二元的管理システムがとられている。労災保険は公的保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が負担する（強制徴収）。安全経費は見積もりに反映される。
- ・フランス：安全衛生管理体制に関する細かな規定が法文に定められている点に大きな特徴がある。同国における労働者保護は、欧州においてもトップクラスであり、事業者に対する広範な責任が求められている。労災保険は公的保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。安全経費を見積もることはありうる。
- ・アメリカ：労災保険は民間保険であり、契約者が元請か下請かは工事の契約による。安全経費は見積もりに反映される。
- ・UAE：災害調査は警察が行う。労災保険は民間保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。
- ・タイ：88条に相当する届出はない。臨検は重大な災害、内部告発などがあった場合のみ行われる。労災保険は公的保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約する。安全経費は見積もりに反映させる場合もある。
- ・シンガポール：労災保険は民間保険であり、契約は発注者または元請、保険料負担は発注者となる。安全経費は発注者負担である。
- ・中国：88条に相当する届出はない。労災保険は民間保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。安全経費は一定比率で見積もりに反映される。
- ・台湾：以前は日本の88条に相当する届出はなかったが、現在は日本と同様に届出が必要となっている。労災保険は民間保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。安全経費は、請負契約に従う。
- ・ブラジル：88条に相当する届出はない。労災保険は公的保険であり、労働者を直接雇用する雇用者が契約・負担する。安全経費は見積もりに反映される。

2. 元請責任・下請責任について

- ・イギリス：法的に元請・下請の責任が定められており、元請の方が下請よりも監督責任が重い。実際には災害原因により責任の所在はケースバイケースとなっている。労働者10万人あたりの死亡者数は、日本に比べ極めて少ない。
- ・ドイツ：法的には元請としての責任・下請としての責任は定められていない。災害の

直接原因となる過失を犯した側の責任となる。労働者 10 万人あたりの死亡者数は、日本に比べ少ない。

- ・フランス：事業者に広範な責任が求められる。労災保険制度については、元請は、下請の過失による災害であっても責任を逃れることはできない。それは元請の下請選任に対する責任があるためである。労働者 10 万人あたりの死亡者数は、日本に比べやや多い。
- ・アメリカ：責任範囲などについて、契約によるところが多い。また、災害が発生した場合、非常に重い責任が課されることがある。災害原因の発生元に制裁が課され、元請か下請かは関係ない。労働者 10 万人あたりの死亡者数は、日本に比べやや多い。
- ・UAE：元請責任はない。
- ・タイ：最終的には元請責任となる。
- ・シンガポール：基本的には元請責任となるが、下請作業員の不安全行動などは下請責任となる。イギリスに近い考え方である。
- ・中国：基本的には元請責任となる。
- ・台湾：日本に近い元請責任・下請責任であり、元請に統括管理する義務があるが、下請にも安衛法の義務がある。
- ・ブラジル：全て元請の責任となる。

3. 各国における労働災害発生状況について

- ・日本やフランスのように元請責任（行政責任、労災保険等）が重い国は、それほど重くないイギリス・ドイツに比べ、労働者 10 万人あたりの死亡者数が多い傾向にある。
- ・元請下請の責任を法律ではなく契約により明確化しているアメリカについても、労働者 10 万人あたりの死亡者数が多い傾向にある。
- ・このデータから見ると、過度な下請保護も良くないが、下請まかせというのも良くない傾向にある。

4. 調査分析結果から

イギリスとドイツの安全衛生管理体制が今後の日本の安全衛生管理体制のあり方およびそのための元請・下請の責任範囲（日本では、特定元方事業者が責任を負う）のあり方を考える上で参考になる。

（安全衛生管理体制）

- ・安全衛生に係る法律、監督行政、建設労働災害発生における対処等、各国の違いはあるが、概ね共通している。

（元請・下請の責任範囲）

- ・下記の項目で日本との違いが見られる。

①元請、下請の責任範囲

元請・下請各々の責任において管理を行うとしている。

下請、専門工事業者のより自立を促すことが見られる。

②労災保険制度

労災保険は、イギリス、ドイツ、フランスで、事業者（元請・下請）各々が加入し負担している。

③事故災害発生後

イギリス：【行政上の措置】直ちに執行される指名停止等の処分はない。

元請・下請の責任の起因が明確になった後に決定する。

【刑事上の措置】元請責任が一般的に問われるが、元請・下請または労働者の起因者責任である。

ド イ ツ：【行政上の措置】入札参加禁止（指名停止）処分はない。

営業停止等の活動制限はない。

【刑事上の措置】事業者（元請・下請）の起因者が処罰される。

（安全経費）

- ・安全経費について、イギリス、ドイツ、アメリカでは、見積りに反映されるようになっており、費用、見積り計上および発注者（民間含む）費用負担が日本に比べて明確になっている。

（今後の安全管理の方向として）

- ・より適切な安全衛生管理を促進するためには、発注者、事業者（元請・下請）各々で安全にかかるリスク管理を行う体制や、それに向かう安全風土の醸成が求められる。
- ・因みに、死亡事故災害は、日本より、イギリスやドイツの方が少ない。
- ・欧米、特にイギリスとドイツの制度、またその安全管理風土が参考事例となる。

おわりに

本報告書は、世界各国の建設業の労働安全衛生の比較を行うため、アンケート調査（11カ国）と現地実態調査（イギリス、ドイツ、フランスの3カ国）等の結果をまとめたものです。

アンケート調査は社団法人日本建設業団体連合会（日建連）の労働・生産システム委員会の安全専門部会と事務局が中心となって実施し、現地実態調査（イギリス、ドイツ、フランスの3カ国）・文献調査等は日建連の委託を受けて、部会および事務局と連携を図りながら独立行政法人労働安全衛生総合研究所（安衛研）が行いました。

安衛研で行った現地実態調査は、イギリスに1週間、ドイツ・フランスに1週間という短いものではありませんでしたが、数多くの建設現場等を訪問し、政府機関の担当者や施工現場の安全衛生担当者から直接インタビューするという方法で行いました。また、文献調査は、それぞれの現地で購入した法律、規則、ガイドラインなどの書籍、インターネットからの情報などに基づき行ったものです。

ドイツでは労災保険組合と政府系の公的機関の2つの機関が労働安全衛生を司っていることはよく知られていますが、実際に両方の機関の担当者（日本で言えば監督官）が一緒に現場監督を行うのに同行させてもらい、担当者が共同で危険作業などを指摘する姿を見て、この制度がこの国に定着していることが理解できました。「なぜ、2つの機関が労働安全衛生を担当するのか」という我々の質問に対して、「1つの機関に権力を集中させないという、歴史的な教訓だ。」との答えが返ってきました。労働安全衛生を担保するという仕組みや制度が表面的な違いだけでなく、それぞれの国々の深いところに根ざしていることが窺えました。

本報告書で取りまとめられたイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、アンケート調査対象の9カ国の法律・制度とその運用の状況と日本との比較が、今後の日本の労働安全衛生について考える端緒となれば幸いです。

最後に、本報告書をまとめるに当たり、労働・生産システム委員会安全専門部会の委員各位および事務局、世界9カ国の進出先に関するアンケート調査にご協力いただいた方々、ならびに、海外現地調査において、ご協力いただいたイギリス、ドイツ、フランスの政府関連機関関係者および建設現場の視察をこころよく受け入れていただいた建設企業の方々に心からの謝意を表します。

2009年4月

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
建設安全研究グループ部長 豊澤 康男

Ⅲ 参考資料

1. 情報・資料源
2. 現地調査先・スケジュール
3. 現地調査等担当者
4. アンケート調査票

1. 情報・資料源

1) 参考文献

- ① 労働省労働基準局編：実務に役立つ労働安全衛生法、中央労働災害防止協会、平成5年3月22日
- ② 畠中信夫著：労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕、中央労働災害防止協会、平成18年5月15日
- ③ 会社実務研究会編：こんなときどうする労働災害=会社の対応と責任=Q&A, 第一法規出版、平成20年11月20日
- ④ 労働省労働基準局編：実務に役立つ労働安全衛生法、中央労働災害防止協会、平成5年3月22日
- ⑤ 会社実務研究会編：こんなときどうする労働災害=会社の対応と責任=Q&A, 第一法規出版、平成20年11月20日
- ⑥ 保原喜志夫：フランスの労災補償（1・2・3・4・5）、労働法学研究会報、労働開発研究会、1981.2等
- ⑦ 西村健一郎：西ドイツの労災補償（上・下）、労働法学研究会報、労働開発研究会、1980.4
- ⑧ 濱口桂一郎：増補版 EU 労働法の形成、日本労働研究機構、1998年8月
- ⑨ 財団法人建設経済研究所：第16次欧州調査報告書について、平成12年1月25日
- ⑩ 社団法人日本損害保険協会安全防災部：海外の安全防災に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書（フランス編）、2001年2月
- ⑪ 社団法人日本損害保険協会安全防災部：海外の安全防災に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書（ドイツ編）、2001年4月
- ⑫ 芋谷秀信：ドイツの労働、日本労働研究機構、2001年9月
- ⑬ 日本規格協会：欧州の基準・認証入門ガイドブック、日本規格協会、2003年3月
- ⑭ Dr. ルイス M. アルヴィス ディアス：EU 諸国における建設工事の発注・設計・施工からメンテナンスにいたる各段階における安全衛生措置（安全コストを含む）について、建設業労働災害防止協会、2003年6月
- ⑮ 建設業労働災害防止協会：EU 建設業安全衛生調査団報告書、2005年1月
- ⑯ 松村祥子：欧米の社会福祉、日本放送出版協会、2008年4月
- ⑰ 建設業労働災害防止協会：EU 安全衛生関係指令集（建設業関係）抜粋
平成19年3月
- ⑱ Engineering News-Record, McGraw Hill Construction（週刊）

2) web ページ

- ① 旧国際安全衛生センター
<http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/index.html>
- ② EU
<http://europa.eu/>
- ③ ドイツ職業保険組合中央会
<http://www.dguv.de/>
- ④ フランス安全国立研究所 (INRS)
<http://www.inrs.fr/>
- ⑤ アメリカ労働省統計局 (Bureau of Labor Statistics, BLS)
<http://www.bls.gov/>

3) 調査機関

- ① HSE (Health and Safety Executive、イギリス安全衛生庁)
<http://www.hse.gov.uk/>
- ② HSL (Health and Safety Laboratory、イギリス安全衛生研究所)
<http://www.hsl.gov.uk/>
- ③ LAGetSi (Landesamt für Arbeitsschutz, Gesundheitsschutz und technische Sicherheit Berlin、ベルリン市役所 労働保護・健康管理・安全技術局)
<http://www.berlin.de/lagetsi/>
- ④ BAU (Berufsgenossenschaft der Bauwirtschaft、ドイツ建設業労災保険組合)
<http://www.bgbau.de/d/pages/index.html>
- ⑤ Ministre du Travail, des Relations sociales, de la Famille, de la Solidarité et de la Ville : (フランス労働・社会関係・家族・連帯・都市省)
<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/>
- ⑥ OPPBTP (Organisme Professionnel de Prévention du Bâtiment et des Travaux Publics、建設・公共事業事故予防専門機構)
<http://www.oppbtp.fr/>
- ⑦ DCCI Danny's Construction Co.,Inc. (アメリカの建設会社)
<http://www.dannysconstruction.com/>
- ⑧ OSHA (Occupational Safety and Health Administration、アメリカ労働安全衛生庁)
<http://www.osha.gov/>

4) 現地調査等担当者

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

建設安全研究グループ	上席研究員	大 嶋 勝 利
建設安全研究グループ	主任研究員	高 梨 成 次
建設安全研究グループ	主任研究員	日 野 泰 道
建設安全研究グループ	研 究 員	高 橋 弘 樹
建設安全研究グループ	部 長	豊 澤 康 男

2. 現地調査先・スケジュール（イギリス、ドイツ、フランス）

1) イギリス

月日	スケジュール
11月 27日 (木)	成田発 ロンドン着 バクストンに移動
<1日目> 11月 28日 (金)	○HSL (Health and Safety Laboratory、イギリス安全衛生研究所) 訪問、 情報交換
<2日目> 11月 29日 (土)	マンチェスターに移動 マンチェスター市内 建設現場の調査
<3日目> 11月 30日 (日)	ロンドンに移動 ロンドン市内 建設現場の調査
<4日目> 12月 1日 (月)	○ロンドン市内のSkanska - Barts & The Londonの現場視察、情報交換
<5日目> 12月 2日 (火)	○ロンドン市内のBAM Construct UK Limitedの現場視察、情報交換 ロンドン発
12月 3日 (水)	成田着

2) ドイツ・フランス

月日	スケジュール
<1日目> 11月 4日 (火)	成田発 フランクフルト着 ○フランクフルト市内 建設現場の調査 フランクフルト発 ベルリン着
<2日目> 11月 5日 (水)	○ベルリン市役所の労働保護・健康管理・安全技術局 (Landesamt für Arbeitsschutz, Gesundheitsschutz und technische Sicherheit Berlin) の職 員と合同で現場視察、情報交換 ○ドイツ建設業労災保険組合 (Berufsgenossenschaften der Bauwirtschaft: BAU) 職員と合同で現場視察、情報交換 ベルリン発 フランクフルト着
<3日目> 11月 6日 (木)	フランクフルト発 パリ着 ○Expo Protection (パリで2年おきに開催される職業安全・産業安全・ 火災・警備等、安全に関する総合的な博覧会) を視察 ○建設・公共事業事故予防専門機構 (Organisme Professionnel de Prévention du Bâtiment et des Travaux Publics : OPPBTP) の職員 との情報交換 ○フランス労働省 (Ministre du Travail, des Relations sociales, de la Famille, de la Solidarité et de la Ville) の職員との顔合わせ
<4、5日目> 11月 7日 (金) 11月 8日 (土)	パリ市内 建設現場の調査
11月 9日 (日)	パリ発
11月10日 (月)	成田着

4. アンケート調査票

安全衛生管理における国際比較の検討に関する アンケート調査票

1. 安全衛生の行政組織について

1-1. 日本の厚生労働省・労働基準監督署に相当する行政組織はありますか。

ある場合には、組織名および概要等についてもお答えください。

※概要が分かる資料をそのまま別途資料としてお送りいただいても構いません。

A. ある

B. ない

回 答 : _____

組織名 : _____

組織の概要等 :

1-2. 行政による作業所への臨検はありますか。

A. ある (問3へ)

B. ない (問4へ)

回 答 : _____

行政による作業所への臨検がある場合、どのような事項について行われますか。

また、指摘事項に対する対応はどのようにされていますか。

回 答 :

2. 安全衛生に関する法律・規則等について

2-1. 日本における労働安全衛生法、労働安全衛生規則、それらに準ずる条例に相当する法律・規則等 (以下、安衛法等) がありますか。ある場合は、名称および内容についてもお答えください。

A. ある

B. ない

回 答 : _____

名 称 : _____

内 容：

2－2．元請と下請の責任範囲について、法律等では元請の責任をどのように定めていますか。

回 答：

3．安全衛生関係書類の行政への提出等について

3－1．安衛法88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務はありますか。

A．ある。

B．ない。

回 答：_____

4．事故・労働災害が発生した場合の義務等について

4－1．事故・労働災害が発生した場合、行政への報告義務はありますか。

ある場合には、どのようなケースに報告が義務付けられているかお答えください。

また、報告先の組織名、報告義務者（例えば、作業所長、安全管理の責任者、職長など）についてもお答えください。

A．ある（問8へ）

B．ない（問9へ）

回 答：_____

報告が必要なケース：

報告先組織名：_____

報告義務者：_____

4－2．行政による事故現場の調査がある場合、どのようなケースが調査の対象となりますか。

回 答：

5．事故・労働災害が発生した場合の被災者への補償等について

5－1．被災者の死傷病等に適用される保険はどのようなものがありますか。また、日本の労災保険に相当するものはありますか。

- A. 日本の労災保険に相当する保険があり、それを適用する。
- B. 日本の労災保険に相当する保険はないが、その他の公的保険を適用する。
- C. いわゆる公的な保険は適用されない。(あるいは公的保険がない)
- D. その他 (Dと回答された場合には下記回答欄に簡単にご説明願います)

回 答：_____

回 答：

日本の労災保険に相当する保険およびその他の公的保険について、契約者と被保険者は誰になりますか。(例えば、契約者は雇用主で被保険者は労働者など)

また、保険料の負担は誰になりますか。(例：雇用主負担、労働者の賃金から天引きなど)

回 答：

5-2. 事故・労働災害が発生した場合、被災者との示談・和解等について、どのようなことがありましたか。また、どのようなことが考えられますか。

お差し支えない範囲でご回答ください。

回 答：

6. 現場内での安全管理等について

6-1. 作業場内において、安全責任者または安全担当者などの選任義務はありますか。

- A. ある (問13へ)
- B. ない (問14へ)

回 答：_____

作業場内で選任する安全責任者または安全担当者については、国等で定められた資格がありますか。ある場合には、資格の名称についてもお答えください。

- A. ある
- B. ない

回 答：_____

資格の名称：_____

7. 安全経費について

7-1. 公共工事の場合、発注者による安全経費の負担はどのようになっていますか。

回 答：

7-2. 民間工事の場合、発注者による安全経費の負担はどのようになっていますか。

回 答：

8. 事故・災害発生後の行政処分・社会的制約等について、以下の設問にお答えください。

8-1. 事故・労働災害の発生が発生した場合に、元請が受ける行政処分にはどのようなものがありますか。(複数回答可)

- A. 指名停止処分(有期)
- B. 指名停止処分(無期)
- C. 営業停止処分(有期)
- D. 営業停止処分(無期)
- E. 営業許可等の取り消し処分(許可の再取得可能)
- F. 営業許可等の取り消し処分(許可の再取得不可)
- G. その他の処分
- H. 元請に対する行政処分無し

回答：_____

Gの処分の内容(できるだけ詳しくお書きください)：

8-2. 行政処分の他に受ける社会的な制約等(例えば、近隣・民間発注者等からの)はありますか。あるとすればどのようなものがありますか。

回 答：

2008年5月23日

社団法人 日本建設業団体連合会
労働・生産システム委員会
安全専門部会 事務局

労働・生産システム委員会

委員長	加藤 久郎	戸田建設(株)	会長
委員	井田 潔志	五洋建設(株)	取締役専務執行役員
委員	岩本 恭治	(株)松村組	取締役
委員	大野 睦雄	(株)間組	常務執行役員
委員	川上 清	安藤建設(株)	取締役専務執行役員
委員	北崎 和博	(株)奥村組	執行役員技術副本部長
委員	五木田 通夫	大成建設(株)	専務役員
委員	小林 幹雄	(株)フジタ	常務取締役
委員	佐塚 和夫	(株)熊谷組	常務取締役常務執行役員
委員	佐藤 博樹	(株)NIPPOコーポレーション	代表取締役専務取締役
委員	東條 洋	清水建設(株)	常務執行役員
委員	永尾 眞	前田建設工業(株)	取締役常務執行役員
委員	中窪 義征	(株)浅沼組	取締役常務執行役員
委員	中出 裕康	飛島建設(株)	取締役兼執行役員常務
委員	野々上 昌博	(株)鴻池組	常務執行役員
委員	則久 芳行	三井住友建設(株)	取締役執行役員副社長
委員	服部 厚志	鹿島建設(株)	専務執行役員
委員	古谷 俊雄	西松建設(株)	執行役員
委員	本庄 正史	(株)大林組	代表取締役副社長
委員	松本 俊一	佐藤工業(株)	常務執行役員
委員	本村 正二郎	東急建設(株)	代表取締役専務執行役員
委員	山下 雅己	戸田建設(株)	常務執行役員
委員	山田 清	日本国土開発(株)	執行役員
委員	吉田 昌和	(株)竹中工務店	常務取締役

安全専門部会

部会長	前川 邦男	大成建設(株)	安全・環境本部理事
委員	大月 博文	(株)大林組	労務安全部長
委員	岡口 澄夫	清水建設(株)	建築事業本部安全環境部長
委員	小島 政章	(株)竹中工務店	安全環境本部長
委員	小手川 正憲	西松建設(株)	環境安全部部長
委員	菅原 博	五洋建設(株)	安全環境本部副本部長
委員	田中 恭一	(株)NIPPOコーポレーション	環境安全部長
委員	土屋 良直	(株)熊谷組	安全本部安全部長
委員	中野 喜明	飛島建設(株)	安全環境部長
委員	根岸 勉	戸田建設(株)	安全管理部長
委員	三浦 武男	(株)浅沼組	東京本店土木部長
委員	山本 敏夫	鹿島建設(株)	執行役員安全環境部長